

（第一類 第十一号）

（三五四）

第六十八回国会 衆議院 逋信委員会 議録 第十二号

昭和四十七年五月八日（月曜日）

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 高橋清一郎君

理事 内海 英男君

理事 古川 丈吉君

理事 古川 喜一君

理事 栗山 礼行君

安倍晋太郎君

宇田 國榮君

龜岡 高夫君

中村 拓道君

羽田 孜君

湊 徹郎君

島本 虎三君

八百板 正君

中野 明君

津川 武一君

出席國務大臣

郵政大臣 廣瀬 正雄君

出席政府委員

郵政大臣官房長 森田 行正君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 柏木 輝彦君

郵政省人事局長 北 雄一郎君

委員外の出席者

警察庁刑事局保 安部外勤課長 朝比奈仙三君

経済企画庁総合 開発局参事官 下河辺 淳君

大蔵省理財局資 金課長 福島 量一君

消防庁防災課長 古郡 良秀君

日本電信電話公 社総裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社職員局長 玉野 義雄君

理事 加藤常太郎君

理事 水野 清君

理事 樋上 新一君

池田 清志君

小淵 恵三君

坪川 信三君

西銘 順治君

長谷川 峻君

森 喜朗君

武部 文君

米田 東吾君

池田 禎治君

委員の異動

五月八日

辞任

金子 岩三君

服部 安司君

林 義郎君

阿部末喜男君

土橋 一吉君

同日

辞任

安倍晋太郎君

西銘 順治君

湊 徹郎君

島本 虎三君

津川 武一君

補欠選任

安倍晋太郎君

西銘 順治君

湊 徹郎君

島本 虎三君

津川 武一君

補欠選任

金子 岩三君

服部 安司君

林 義郎君

阿部末喜男君

土橋 一吉君

五月一日

兵庫県浜坂町の板谷テレビ共同受信施設設置に

関する請願（佐々木良作君紹介）（第二九五四号）

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する

法律等の一部を改正する法律案反対に関する請

願（井上普方君紹介）（第二九七四号）

同（下田政巳君紹介）（第二九七五号）

同（勝間田清一君紹介）（第二九七六号）

同（金九徳重君紹介）（第二九七七号）

日本電信電話公 社営業局長 遠藤 正介君

日本電信電話公 社計画局長 清水 通隆君

日本電信電話公 社経理局長 好本 巧君

日本電信電話公 社資料局長 山本 孝君

逋信委員会調査 室長 佐々木久雄君

同（川崎寛治君紹介）（第二九七八号）

同（齊藤正男君紹介）（第二九七九号）

同（阪上安太郎君紹介）（第二九八〇号）

同（島本虎三君紹介）（第二九八一号）

同（田邊誠君紹介）（第二九八二号）

同（武部文君紹介）（第二九八三号）

同（中井徳次郎君紹介）（第二九八四号）

同（中谷鉄也君紹介）（第二九八五号）

同（芳賀貴君紹介）（第二九八六号）

同（原茂君紹介）（第二九八七号）

同（平林剛君紹介）（第二九八八号）

同（細谷治嘉君紹介）（第二九八九号）

同（堀昌雄君紹介）（第二九九〇号）

同（松浦利尚君紹介）（第二九九一号）

同（安宅常彦君紹介）（第二九九二号）

同（井上普方君紹介）（第二九九三号）

同（下田政巳君紹介）（第二九九四号）

同（大出俊君紹介）（第二九九五号）

同（勝間田清一君紹介）（第二九九六号）

同（金九徳重君紹介）（第二九九七号）

同（川崎寛治君紹介）（第二九九八号）

同（北山愛郎君紹介）（第二九九九号）

同（齊藤正男君紹介）（第三〇〇〇号）

同（阪上安太郎君紹介）（第三〇〇一号）

同（島本虎三君紹介）（第三〇〇二号）

同（田邊誠君紹介）（第三〇〇三号）

同（武部文君紹介）（第三〇〇四号）

同（中井徳次郎君紹介）（第三〇〇五号）

同（中谷鉄也君紹介）（第三〇〇六号）

同（中村重光君紹介）（第三〇〇七号）

同（芳賀貴君紹介）（第三〇〇八号）

同（原茂君紹介）（第三〇〇九号）

同（平林剛君紹介）（第三〇一〇号）

同（堀昌雄君紹介）（第三〇一五号）

同（松浦利尚君紹介）（第三〇一六号）

同（八百板正君紹介）（第三〇一七号）

同（八木昇君紹介）（第三〇一八号）

同（山口鶴男君紹介）（第三〇一九号）

同（米田東吉君紹介）（第三〇二〇号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する

法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第四

〇号）

○高橋委員長 これより会議を開きます。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する

法律等の一部を改正する法律案を議題とし、審査

を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。武部文君。

○武部委員 私はまず最初に、この委員会が三つ

の問題が論議をされておるわけでありますが、同

僚委員からまずに指摘がありましたように、拡

充法、特退法、賃権法、この三つの法案を一括し

て提出されてきたことについていろいろ意見がご

ざいました。私も同様に思います。この三つの問

題は、なるほど期間延長については、十年という

日程については間違いはありませんけれども、内

容はそれぞれ異なったものであります。特に野党

側としては、この三つの問題についてかねてから

いろいろと主張しておったので、政府自体も、あ

るいは電電公社自体も、特退法は職員の労働条件、

待遇に非常に関係がある、こういうことは万々

承知のとおりであって、これについて野党が全面

的に反対をするということとはあり得ない。賃権法

も大体同様、その意図するところは了解ができるのであります。しかし、拡充法そのものについては、かつて論議の際の附帯事項なり、あるいは論議の際のいろいろなやりとりを見ましても、あの特退法が制定されたときの精神にのっとれば、今回このような十年という長期にわたる延長を提案してくるということは、これは私どもとしては了解できない、こういう立場をとっておくことは御案内のとおりであります。そういうように、野党側が三つのうち一つには強く反対をし、残りの二つには賛成をする、そういう条件がすでにあるにもかかわらず、このものを一括して一本の法律にまとめて提案をしてきた。これは法制局がそういう悪知恵を働かせたのか、それとも郵政省が法制局とくらんだことなのか、私はこの問題についてたいへん疑問に思っています。しかし、もうすでにこの法案は審議をされておるわけでありまして、それ以上のことを申し上げませんが、いずれにしてもこの三つの問題を一括して上程してきたことについて私は冒頭、この取り扱いについて強く遺憾の意を表明しておきたいと思ひます。

そこで、まず第一は、この拡充法による加入債券の強制負担、これは公社法による加入債券の例外だ、このように私どもは理解をいたします。三十五年の第三十四国会、こゝで十三年のいわゆる最長の法律が通ったわけでありまして、その国会の論議の議事録等を讀んでみますと、電電公社側としてはできるだけ早くこの問題については打ち切りたい、こういう言明を当時の総裁もしておることは、この委員会の論議を通じても明らかにしたところでありまして、今回の当委員会における論議としても、十年は長過ぎる、また十年ということについての根拠が薄弱じゃないか、またある委員は、現在の経済情勢のもとにおいて、債券というものはむしろ白紙に戻して、いまの経済の実態に合わせて考えるべきではないかという白紙の意見も出てきたことは御案内のとおりであります。

十年という期間の問題については、はなはだ納得できないのであります。経済企画庁の発表する五カ年計画その他のいろいろな政府の計画を見ましても、大体この期間というのは、五年というのが通例であります。政府の提案してきたものに十年というような長期の提案は、私どもとしては承知をいたしておりません。今日のよゝに政治、経済の状況というものが非常に混乱しておるさなかに、十年先を見通すというふうなことは非常に困難であります。そういう状態の中で、今回十年の延長の論議がかわされておるわけでありまして、十年にこだわらないで可能な限り早く廃止をする、そういう意見に対して大臣なり公社の総裁はどのように感じておられるのか、それを最初にお伺いしたい。

○廣瀬國務大臣 武部委員から冒頭に、三つの法律を一括提案したことにつきまして重ねて御指摘を受けまして、あえて御質問ということじゃなかったようでございますけれども、皆さま方のおぼしめし、あるいはお立場を利用といひますか、いまして、賛成もあり反対もあるといひます。これを一括御審議を願って全部通していただきたいという、悪だくみといふことばを使われたわけでありまして、そういうような意図は全くなかったものであります。郵政省、私の責任において、そのほうが御審議に御便宜じゃないかというふうなことで出したわけでございます。これもたびたび御説明申し上げたとおりでございます。ぜひ御理解を賜わりたい、かようにお願い申し上げる次第でございます。

五年じゃなくて十年に拡充をしたということについての御質問でございますが、これはなるほど政府の計画等は大体五年という例が多いわけでございます。しかし、今度の拡充法はたびたび私なり総裁から御説明を申し上げておりますように、一応ただいまの七カ年計画の最終年度でございます昭和五十二年、四十八年から申し上げますとまさに五年でございますが、その五十二年の末にはかねがね申し上げました一般加入電

話の積滞というものがなくなる。その後は申し込めばすぐにつけられるということをお願いしてまいりました。それでございまして、それはまさにそのとおりでございます。そういう状態になるわけでございます。しかし、ただいまの電話の需要の状況、国民生活がだんだん向上してまいりまして、ほとんど電話というものが生活必需品になってまいりました。アメリカのようにほとんど世帯が電話を架設するということを見通しますと、昭和五十三年度以降五カ年間にございまして、相当多数の電話の需要があるだろう。その五年間の見通しは、大体千三百万個というふうに見通しているわけでございますけれども、そうしますと、一年割りが二百六十万個ということになるわけでございます。それくらいな申し込みは新規にあらざる、需要があるだろうということでございます。それから、これには相当多額な建設資金を必要とするわけでございまして、その建設資金については、私ども大いに財投の確保については努力を続けてまいりますけれども、電電公社の自己資金でありますとか、あるいは財投のお金だけではどうしても足りない。ただいま加入者債券の御負担は、全建設資金の三分の一程度ということになっておるわけでございまして、多少その割合が減るにいたしまして、やはり依然として建設資金の重要な部分を御負担願わなくちゃならないという状態は続くであろう。昭和五十三年度以降、もしこの資金がないということになれば、前までのようにだんだん積滞というものが積み重なっていくということになってくることを心配いたしました。その後におきまして、五カ年間は、ぜひひとつ御協力を願いたいということ、十カ年ということにいたしましたわけでございます。またさらにだんだん情報化してまいります社会という点から申しましても、データ通信でありますとか、搬送通信でありますとか、あるいは加入電信でありますとかいふような面におきましても、相当多額な資金を必要とするというふうなことをいろいろ勘案いたしました。ぜひひとつ最初の五カ年の五

十二年度までに加えて、さらに五カ年、合わせて十カ年間は御協力を賜わらないと、また積滞がつかえまして、そうして申し込めばすぐに電話が架設できるという状態が保持できない。十カ年間経過すれば、それから先はもうほとんど需要というものがなくなってくるのではなからうか。アメリカ並みに百人に九十五人も電話を架設するという状態に到達いたしますから、そうなれば、その後電話の架設というものが続きます。そして、たくさん資金を必要としないということで、十カ年だけはぜひお願いを申し上げたいということで提案をいたしましたわけでございます。

○米澤説明員 お答えいたします。昭和三十四年度に第二次五カ年計画を改定いたしました。昭和四十七年度末に申し込んだらすぐつける状態にする。その際に十三年間の期限にわたって拡充法の制定を政府、国会にお願いいたしました。それが成立して今日にまいりました。そのときに、昭和四十七年度末の最終の電話の需要の総数がどのくらいになるかという予想を立てました。大体千百万であるという予想を立てたのでございまして、すでに今日、特に国会あたりの強い御要望によりまして、また国民の非常な要望もございまして、本年度で二千万になる。実際これだけの大きな違いが起きました。この違いは、見通しが違ったといえは確かにそのとおりでございますが、日本の経済成長が非常に急速に行なわれたとか、あるいは電話が生活必需品になったこと、あるいは国民生活が充実したこと、そういう国民生活のいろいろなプラスサイドの面でこれがそういうふうになつてきたわけでございます。第二次五カ年計画の全体の五カ年間の架設の電話数は二百二十万であったということから考えまして、先般認めていただきました本年度の予算で本年度二百八十万つける。一年間に二百八十万つけると、それだけ企業が拡大されたということは確かに事実であつたというふうに思ひます。したがって、本来ならば四十七年度末においていわれる積滞ゼロということになるはずでございました。

ども、まだ現在二百数十万個積滞がある。さらに七カ年計画をつくって昭和五十二年度末において積滞がなくなる。それからそのあとはどうかといふと、一ぺんなくなった積滞がまた次の年からどんどんふえ出してきただけのことでは、これは国民の電話に対する御要望に沿わないことになるので、やはりこれを継続していかねければならない。すなわち、積滞が全国的規模においてなくなった状態というものを今後維持していかなければならない。この点が今まで確かに公社側の説明等において若干不十分の点があったと思ひますけれども、これは申し込んだらすぐつけるという状態を先のことであつたということ、あまりはつきり把握してなかつたという点に私は原因があつたと思ひます。したがって、五十二年末において積滞をなくする七カ年計画と、さらにそのあとにおける投資の実態というものを考えますと、昭和五十三年度から五十七年度末にあたりまして千三百万の加入電話をつける。この千三百万を割つてみますと、毎年約二百五十万をつけるということになります。これは第二次五カ年計画で拡充法をお願いいたしました時点の五年間につけた二百二十万よりもなお多いという非常に大きな数字であります。したがって、先ほど大臣も答弁されたわけでございますけれども、この拡充法というものが現在全体の建設資金の中の約三〇％を占めてゐる。また今後、やはり五十二年以降の五カ年間に占めても二〇％以上占めるというふうなことでございますので、この拡充法の延長はぜひやっていただきたい、こういうふうな思ひ次第であります。

なか困難でありますけれども、私はやはりその時点まで大体必要じゃないかと思ひます。そのようにお答えいたしました。あとはそのときの時点になつて極端に需要が減つた、これはそういうことはおそろくないと思ひますが、そのときはまたそのときで考えるというふうにしただけかと思ひます。

金体系とか、それから加入者はどの程度負担をすべきかという、そういう構想についてこの一、二年間のうちに検討を加えて、国民の前にそういう具体的な内容を発表する必要があると思ひますが、これについて電電公社はどういうふうにお考えになつておられるか。

の、あるいは開発先導的なもの、こういうものに重点を置いてやるという方針を立てていきたいと思ひます。その他の画像通信等につきましては、まだごく部分的に進んでゐるというわけでございます。これはやはり、当然適正なる公正報酬といひますが、あるいは合理的な利益といひますが、そういうものを見込んだ料金でいくべきであるというふうにお考えをしております。

〇武部委員 私どもが主張していることは、この十年という期間についてまず異論があるということとあります。また公社が建設をするに際して多額の資金が必要だということ、これはよくわかるわけでありまして、そのことを何も否定するものではないと思ひます。ただ問題は、あとで申し上げますが、これから公社がいろいろな新しい情報のシステムをつくっていくという、そういうふうなことを十年延長して加入者から負担をしてもらうんだという、そういうふうなことでなしにやってくるべきじゃないかということが、実は私どもの発言の前提となつておるのであります。したがって、十年というような期限は私ども反対でありまして、一応提出されて細部の詰めに入つたわけでありまして、できるならば、可能な限り早く打ち切つてもらいたい。そのためには長期でしかも安定的な資金の調達の方法というものを考えるべきではないか、こういう点を私どもは指摘をしたのであります。少なくとも今日の加入電話によるところの会話通信という形から、いまつくられてつづいてますボタンの電話の問題にいたしまして、あるいは新しい自動電話のサービス、データ通信、それからテレビ電話、そういうものについて、適切な料金体系なりあるいは加入者の負担なりというものについて、一体どういう検討が進められておるだらうか。データ通信というのは独立採算制をとるとおっしゃつたけれども、今日いまだに私どもはこの内容について承知ができてゐないのであります。そういうような段階で、少なくともこれからの新しい自動電話のサービス、データ通信、さつき言つたテレビ電話、そういうものの料

〇米澤説明員 お答えいたします。まずデータ通信につきましては、昨年の法律を通していただくまではいづゆる試行サービスということでございます。そして、そのつど郵政大臣の認可を得てきた次第でありまして、昨年の五月法律が通りまして、データ通信を電信電話と並んで公社の正式な業務にするというふうになるまでは、確かに過渡的な措置がとられたということになるわけでありまして、その際、私はこの国会の席でも、データ通信については独立採算でやるのだ、いわゆる電話のプラスをもつてデータ通信を補ひ、あるいはデータ通信のプラスで電話を補ひということではよくやるのだという方針を述べまして、私はその方針をいま関係の部局にも指示いたしました。現在そのつもりでいまのを進めております。

ただ、これまで発足いたしました中で考えてみますと、もし電電公社がデータ通信についてこれまで努力しなかつたならば、私は、日本のこういう面の技術なりあるいは企業というものが非常におくれたのじゃないか、あるいは外国の企業がもつと早く進出するとか、いろいろなそういう問題もあつて、国民の御要望に沿ひあるいはまた国益にも合致するという面におきまして、これまでとつた措置は必要な措置ではあつたと思ひます。またこれからはデータ通信自体の独立採算、初年度からいきなり赤字にするわけにはいかないのでありまして、八年から八年という期限をおきまして、その間においてこれを独立採算の間に持つてくる、こういうことになつていふふうに思ひます。ただ、これは電信電話と違ひいうふうにはありません。したがって結局電電公社は、公益的なもの、あるいは全国的なネットワークのもの

〇武部委員 そういたしますと、私が申し上げたことは、いまの総裁の御答弁によると、若干食ひ違ひがあるようでありまして、私どもは加入電話の債券でこれからの公社のいわゆる資金運用の大半をまかなつてもらいたくない、そういう見解です。あとで申し上げますが、財政投資の問題にしてもそうでありまして、そういうふうな点について、もつと資金の調達面で少し検討を加える必要があるのじゃないか。ただ、将来どうも金が足らぬようだから手つと早い加入債券の拡充法の延長だというふうなことはなしに、いま私が申し上げたようなデータ通信とかいろいろの料金体系、その拡充に伴う資金調達、そういうようなものを全般的に考えて、できるならば十年以内に加入債券のほうは打ち切つて、その他の資金調達の方法を電電公社はとるべきではないかという見解を私は持つておるわけですが、これについてはどういふお考えでしょう。

〇米澤説明員 お答えいたします。

ところで、じゃ拡充法というものがその先はどうかということになりますと、その五十七年度の時点におきましては、大体アメリカ合衆国の現在並みの電話の普及になります。したがって、その時点におきましては、拡充法の延長はもうそこで打ち切つていただいていいんじゃないか。その手前はどうかというお話になりますが、その手前の時点というのは、現在の時点で想像することはなか

先ほど独立採算と申し上げたのですが、これは資金面というよりもむしろ経理面、毎年の収支面の問題を主として言つたわけでありまして、いま御質問がございましていづゆる資金面の問題につきましては、データ通信等については、今度の予算を認めていただきました時点から繰越債、それからもう一つはいづゆる政府保証なき公募債、特別債という名前にかかりましたので特別債という名前を使つていただきますと、その特別債というふうなものによつて、データ通信のたとえ

〇米澤説明員 お答えいたします。

〇米澤説明員 お答えいたします。

うな数字がございましたが、千八百億要求いたしましたて千四百八十億円取れた、それから資金の投資規模全体も大体満額に近いものが取れた、こういうふうな最近はかなり要求額に近いものが認められておるということを御説明申し上げます。

○武部委員　なるほどその四十七年度は、いまおっしゃったように非常にいい成績のようであります。しかし、おっしゃったように二百億という数字は、これは否定できない数字であります。し

たがって、四十七年度の実績ということ、私はそれはそれなりに評価できると思いますが、いずれにしても過去の実績、将来のあり方を考えると、そう樂觀もできない。だとすると、郵政大臣が言われるように、やはり財投の面で相当な力を注いでもらって財投の増額をやってもらわなければ困る。その点を特に要請しておきたいと思ひます。

続いて、私は専用料金の認可のあり方についてお尋ねをいたしたいと思ひます。これは同僚議員からも質問がありまして、御回答があったようでありまして、先般の電報の料金の値上げのとき、状態は、ここで論議がありましたからそのことについてもう触れませんが、触れませんが、少なくともこういう料金のあり方、専用料金の問題については、どういふ審議会になるかわかりませんが、やはり審議会のようなものを設けてそして十分検討をして、最終的に決定をする、そういう仕組みにすべきではないかという意見を私は重ねて申し上げたいのであります。

同時に、その決定をされてから少なくとも最低一カ月ぐらいの周知期間を設けるべきじゃないか。それによつて国民の理解を求め、同時にそれを取り扱う事務関係者も、それによつて混乱を避けることもできるでしょうし、先般のようなことではたいへん困るわけでありまして、そういうような私どもの考え方、これについてどういふうにお考えでしょうか。

○廣瀬國務大臣 料金の諮問について、並びに周知宣伝のことについての御意見でございますが、私、全く武部先生の御意見とおりに思ひます。実はこの前の慶弔電報の特殊取り扱いの料金をきめるにつきては、私の認可事項になっておりまして、どうも私、決定するにつきて、何となく自信がないような感じがいたしました。そのときも何か相談相手のようなものをつくつちやどうかといううなことも事務当局とも相談したのでございますけれども、その際は急を要するということでもございましたもので

すから、とうとう間に合わなかったのでございますが、しかし、あれが契機となりまして、将来必ず認可料金といふことも国民の生活に重要な関係を持つておる基本的な料金と申しますか、調べてみましたら認可料金はすいぶん数がたくさんあるようでございまして、すべてをはかるということ、相談するということはこれは非常な煩瑣のようでございますから、そのうちの大きな問題と申しますか、生活に關係の大きい問題、なるべくたくさん取り上げたいと思つておりますが、そういうものを取り上げて、何か新規な諮問機関をつくらうと思つておるのですけれども、幸いに郵政省には郵政審議会というのがあるわけで、この内容、検討いたしましたら、十年前に私が政務次官でありましたときとはだいぶこの性格が変わつてきておりまして、公正な判断が一そうできるといふような自信を私持ちましたので、これにひとつおはかりしようというところで、郵政審議会に於て御審議いただく、その御答申をいただきまして、最終的には私が認可決定をするといううなことにいたしましたと思つております。

それから、周知の期間の問題でございますが、これもお話しのとおりだと思つてございまして、この前がどうも早々と申しますか、少しうろたえまして、短期間にあつたやうなことにしてしまつたものでありますから、非常に国民には、御承知いただくというところがなかつたと思つたので、この点は非常に恐縮いたしております。今後はあつたやうなことに、少なくとも一か月の間、余裕を持つてきめるといふやうなことにしていかなければならない。将来は必ずそういう御期待に沿うやうにいたしてまいりたい、こう思つております。

○武部委員 この問題は、お互いにその意見の食い違ひものではないと思ひますから、できるだけ周知徹底をはかる。余裕を持つてひとつやうにいたしたい、これを特に要請しておきたいと思ひます。

次に、この加入電話の早期完全充足と申しますか、できるだけ早くつけてもらいたいというわけですが、いまの電話の積滞の総数、これは四十六年三月でもいいわけですが、積滞の総数と、それを住宅用と事務用と分けたら大体どのくらいになっているか、これはおわかりでしょうか。

○遠藤説明員 総数は、本年三月末で、沖縄を含めまして大体二百六十万でございます。事務用、住宅用につきましてはまだいまいちと、調べましてあらためてお答えをいたします。

○武部委員 二百六十万のうちで、住宅と事務用に分けた場合、やはりどうしても事務用のほうが私は積滞が少ないと思ふんです。住宅のほうが多い、そのように思ひます。

○遠藤説明員 先生のおっしゃるとおり、大体七割から八割が住宅でございます。

○武部委員 そこで、今度の法案を通しての審議の中で、大体昭和五十二年度末には全国的規模で積滞の解消ははかれるだろう、そういうことでございまして。そこで私は、そういうふうな五十二年度末に全国的な規模で積滞が解消する、しかし何か、あとにも触れますが、四百ぐらいは手動式のものが残るといふことでありましたが、そうなるべくと、できるところから早急につけるべきではないか。たとえば、いまお聞きいたしますと、二百六十万中の七割から八割は住宅用の積滞だ。そうすると、確かに全国的に平均をしてつけるとは一番いいでしょうが、とにかく、県庁所在地あたりでどんな積滞があるというやうな、そういうところには重点的に、できるところから積滞を解消していつて、そして、できるならば五十二年度ぐらゐまでの間に積滞が解消されるというやうな、そういう方向で今後の電電公社の積滞解消の方針というものはとれないかどうか。それはいかがでしょうか。

○遠藤説明員 お答えいたします。先生のおっしゃいますやうに、このままの状態では、五十二年度末に格差を持った状態で積滞解消になります。これは、これから先の五年間に、できるだけまず事務

務用と住宅用の格差も縮め、また、おっしゃいますやうに大都会、中都会あるいは農村等の格差も逐年縮めてまいりまして、最終的に五十二年度末には全国的規模において積滞を解消する、こういう形にしますやうに、事務的にも、たとえば優先受理基準等も改めまして、そういう方向で検討いたす用意をいたしております。

○武部委員 私は、ぜひそうしていただきたいと思ふのです。そういう方向を要請しておきたいと思ひます。

続いて、料金区域のあり方について。去年の五月十八日に参議院の附帯決議がございまして、その五つの項の中の第三項「電話の料金体系とくに広域帯の問題については、今後さらに慎重に検討を加え、社会経済生活の進展に即応するよう努めること」という附帯決議が行なわれております。広域時分制がこれから実施になるわけでありまして、実施になった場合、もちろんこの広域時分制の問題についてはいろいろあります。意見、異論があつたこともあつた。賛成の意見もあつた。しかし、いろいろあつたけれども実施になるわけでは、私どもは、かねてからグループ料金制というものを主張してまいりました。この広域時分制というものは、私どももよろうなに見て、このグループ料金制の一種であるやうに思ひます。思ひますが、われわれがかねてから主張しておつたやうなグループ料金制と若干違ひの点があります。そういう面から見て、この広域時分制が実施されたあとにおいて利用者の声というものを十分聞いて、そしてより合理的な、この決議にもあるやうな、より合理的な料金区域にすべきではないか。そういう検討をすべきではないか。しいていへば私どもが主張してきたやうなグループ料金制というもののについて、この広域時分制を実施したあとにどのような構想で対処されようとしておられるのか、これをひとつお伺ひしておきます。

○遠藤説明員 お答えいたします。昨年の附帯決議の御趣旨にも体しまして、私どももいたしまし

ては、まず今度の広域時分制が実施をされます前
後から、この問題につきましての一般の世間さま
の御意見等も十分伺いまして、また先ほどお話が
ございましたように、これは前の国会でも申し上げ
いたしましたように、いま先生のおっしゃいましたよ
うに一種の日本のグループ料金制でございますけ
れども、たとえば英国でやっておりますグループ
料金制の実態も、いまだつまびらかにいたさない
点も相当多い点がございまして、そこで、それら
のもの実態も組織的に調査をいたしまして、ある
いは有識者等の意見も、十分組織的に研究をして
いただきまして、附帯決議の趣旨に沿ってグルー
プ料金制と申しますか、この広域時分制の将来の
姿というのについて一つの目標を見定めること
ができるようにいたしたい、そういう研究過程に
いまあるわけでございます。

○武部委員 このグループ料金制というのをと
ておる国はイギリスだけあります。電電公社
としては、このグループ料金制というものは、世
界のどういふところで具体的に実施されておるか
御存じですか。

○遠藤説明員 グループ料金ということばの定義
にもよるかと思いますが、私もが一つティビカ
ルに知っておりますのは英国でございます。それ
から、同じような意味では、最近改正になりまし
た西ドイツあたりもそういうふうになっており
ます。また、ある意味では、アメリカのあるとこ
ろでもグループ料金制といえないことはないと思
います。そういったような点が、広い国あるいは
小さな国によって相当違います。そこで、わが国
のようにこういう国土が狭く、また、いわゆる人
家連綿をいたしておりますところでは、一体どう
いう型のものが一番いいか、あるいはさらに先生
のおっしゃいましたような日本のグループ料金制
を發展したものがいかにいうことを十分研究を
いたしたいと思っております。

○武部委員 それならば、広域時分制への切りか
えについて、準備は大体計画どおり進んでおりま
すか。

○遠藤説明員 法律に基づきます試験実施をこの
六月の十一日に、六つの単位料金区域で行ないま
す。それ以後、その模様も見まして、ことしの秋
から、政令で定められます日に切りかえを始めて
いくつもりでございますが、工事関係としては、
私も直接の担当でございませぬが、順調に進ん
でおると聞いております。

○武部委員 それでは広域時分制の問題、これ
は、料金区域のあり方、こうしたことについて
は、実施後すみやかにグループ料金制の問題につ
いての検討をぜひしていただきたいことを要請し
ておきたいと思っております。

続いて、先ほど申し上げました、データ通信の
ことについてお伺いをいたしたいと思っております。
私も、昨年の通常国会で、郵政大臣が法案
の提出をされたときの趣旨説明に対して、情報化
の三原則というものを提案をいたしました。それ
について大臣からも答弁がございました。その際
に、情報基本法、この制定をすみやかに行なうべ
きではないかというような点についても、私も
基本法の制定を要請したわけであります。これは
非常にむずかしい問題もあって、いろいろ検
討をしたい、こういうことであります。先ほど
申し上げましたように、電電公社の形態というも
のが、ただ単なる加入電話から、そういう情報化
公社というようなかっこうに移行していくとい
う、そういう過程の中で、データ通信の占める位
置というものは、私はたいへん重要だと思いま
す。私も、情報化の三原則というものを皆さ
んに私どもの見解として示しました。これは平和
的利用と国民生活の向上に役立つというものが第
一点で、第二点は公開の原則と民主的管理運営、そ
れから第三点がプライバシーの問題と基本的人権
の尊重という、この三つを三原則として、私も
意見述べたわけであります。私も、この
三点にのっとって、国民生活向上のためにどうい
うように将来データ通信があるべきか、たとえば
医療、これは厚生省、公害は環境庁、交通は運輸
省、行政、これは自治省、それから流通は農林省こ

ういうような関係のある問題についてのシステム
に関連するものを少なくとも相互に努力をして積
み重ねていく、しかも公平に、さらに同時にこ
れが地域開発、過疎とか過密とかそういうものに
役立つように、少なくともデータ通信というもの
は、電電公社なり郵政省が主導する形で各省庁を
まとめていくという努力が必要ではないか。いま
各省庁にそれぞれでんでんばらばらにそういうも
のをまかしておいたのでは、いつまでたっても、私
は、こうした問題はばらばらな形で進むしかない
し、予算化というものはほとんどされないと思
う。そうなると、郵政大臣が主導権をとっ
て、いま申し上げたような厚生あるいは運輸、自
治、環境、農林、こういう各省庁に働きかけをし
て、そして予算化をさせながら、このデータ通信
の将来のあり方について、それが情報三原則、私
どもの基本的な三原則にのっとって、そういうよ
うなことを大臣は電電公社の総裁と協力しなが
ら、その構想を明らかにする必要があるのではな
いか。このデータ通信の今後のあり方について私
どもはそういうふうに考えますが、いかがでしょ
うか。

○廣瀬国務大臣 データ通信の今後のあり方に関
連いたしました、情報の基本法でもつくってはど
うかという在来の御主張についての御指摘であつ
たわけでございますが、私も郵政省を担当するこ
とになりました、国会におきましてそのような御
答弁を大臣からいたしました、またある場合には総理
みずからもそういうような答弁をしたということ
を承りましたので、これは放置しておけない、ま
た今後だんだん情報化の社会になりまして、デー
タ通信等が非常に重要性を帯びてくるということ
になれば、そういうことが非常に重要性を持つて
くるというのは当然のことでございますから、そ
こでいろいろ協議いたしまして、さっそく郵政省
の中に情報処理基本法調査会というものを設置い
たしまして、こちらのほうで検討を続けておるわ
けでございますが、御指摘のように、いろいろな
問題がデータ通信には含まれておるわけでござい

ます。あるいは公害関係、あるいは交通関係、あ
るいは医療関係、運輸関係といったようなこと
で、各種の省庁に關係があるわけでございませ
う、またプライバシーということになれば法務省
も關係があるわけでございまして、そういうこと
について、關係の省庁と時々連絡をとっていい
ということ、まだいまのところ、おそらく郵政
省自体において基本的な問題を検討いたしてお
るという段階じゃないかと思っております。他の省庁に積
極的に働きかけをしてはいないと思っておりますが、だ
んだんステップ・バイ・ステップで、そういう方
向に向かってひとつたたくましく前進を続けて、
りっぱな基本法を制定するということに持ってい
かなくちやならないと思っております。

それにつきましては、皆さま方のお考えになつ
ておられます三原則等も大いに尊重検討いたしま
して、そういう考え方も織り込んでやるべきじゃ
ないかと私自身は考えております。三原則につ
いては十分検討の価値がある、このように思っ
ておるわけでございますが、問題としましては、情報
の技術の効用と申しますか、そういう問題があ
り、また情報産業の——コンピュータ等に関係
を持つてくるわけでございまして、振興というよ
うなこと、それからプライバシーの尊重というよ
うなこと、いろいろ多岐多端にわたります、各
方面に關係のあります重要な内容を含んでの情報
の基本法でございますから、ひとつ關係の省庁と
十分連携をとって、御指摘のような方向に向かっ
て努力を続けたい、こういうふうに考えておるわ
けでございます。

○米澤説明員 先ほど武部委員から御指摘がござ
いました国民の福祉に特に関連する医療、公害、
交通あるいは行政あるいは流通関係の改善にデー
タ通信を使うということ、私もその線に沿ってぜ
ひ努力をいたしたいと考えます。郵政大臣からも
お答えがありましたように、先ほどもありました
ようなテーマにつきまして、公社としても、これ
はいわゆるデータ通信に関するナショナルプロ

ジャケットというふうなものだと思いますが、システムサーバー等も十分用意いたしますし、また郵政省をはじめとして、関係の各省とも連絡をとって進めたいと思います。

○武部委員 いま大臣は、郵政省に情報処理基本法調査会というものを設けておる、こういうお話でございましたが、私も情報基本法の制定を要求しておるわけですが、なかなか進まない。前大臣からの経過がずっとあるわけですが、いま情報処理基本法調査会を設けておるとおっしゃったわけですが、これは基本法制定のためにこの調査会がこれから準備をして基本法を提出する、そういうための機関だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○廣瀬国務大臣 全くそのとおりでございますし、御説明が足りなかったことを申しわけないと思います。そういうためにつくったわけでございます。

○武部委員 それでは次に、地域集団電話についてお伺いをいたします。

この地域集団電話というものを今後電公社としてはどういう構想で進めていく考えであるか。将来の進め方、考え方といましようか、これをお伺いしたいと思います。

○清水説明員 お答え申し上げます。

地域集団電話というものにつきましては、過去にかなりの開通をいたしております。現在百五十万近くになっておるわけでございます。これらにつきましては、当初は非常に有効な電話といましようか、非常に喜ばれてまいっておるわけでございますが、ただこれは電話という立場で見ますと、一回線に非常に多数の共同プランチになっておるわけでありまして、そういうことからやはりそれなりにいろいろ問題があることは御案内のとおりでございます。これらにつきまして、今後どのように処理していくかということにつきましては、ちょうど二年ほど前からいろいろと公社の中でも議論をいたしておるわけでございますが、まずは、どうしても非常に電話をよくお使

いになるお客さまがございまして、そういう非常によく電話をお使いになるお客さまは、できるだけその地域集団電話というものでなくて、一般の加入電話に切りかわっていただくのがやはり本筋ではなからうかというようにございまして第一点でございます。

それから、現在組み合わせ数が、大体七ないし八というふうなかなり多くの組み合わせ数がございまして、やはりサービス上も思わしくないというところから、できるだけこの組み合わせ数を減らすということと今後処理をしていかなきゃいけないというふうなおおむねの結論が出てまして、四十五年の暮れごろだったと思いますが、一応各通信局等に対しまして、そのような方向で今後の地域集団電話の改善に努力しろというふうなことで指示をいたしたようなことでございまして。

その後、七カ年計画等との関連におきましてどうするかということと作業をいたしておるわけでございますが、現在のところ、御承知のようにいろいろと一般の加入電話というものの積滞がまだございまして、そういうふうなものの調和を保ちながら、この地域集団電話というものの改善を進めていかなきゃいけないというふうなことでございまして、なかなか一挙には解決できそうにないというふうなことでございまして、現在私どもも考えておりますおおよその線を申し上げますと、大体五十二年度末までは、地域集団電話の、先ほど申し上げましたような、非常によくお使いになるお客さまを一般電話に切りかえるとか、あるいは組み合わせ数を改善するといふようなことで大體処理をしていまして、五十三年以降に本格的にこれに取り組むのが一番妥当ではなからうかというふうなことでございまして。

ただ、これがなかなかその地域によりましていろいろ差がございまして、現在の一般の加入電話と加入区域がほとんど一致しておるようなところもございまして、こういってところにつきましては、ある程度優先的に一般化をはかるべきじゃなからうか。また秘話等をおつけしていないところもござ

いますので、これらは、現在地域集団電話でかなり御満足をいただいておりますのでございまして、やはり御要望があれば秘話等も加味していくというふうなことで、逐次改善をはかりながら今後進めていくのが一番いいのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○武部委員 確かにこの地域集団電話というものは農村地帯、特に過疎地帯というところでたいへん喜ばれておることはおっしゃったとおりであります。しかし、それなりにまたいろいろな欠陥のあることも御指摘のとおりであります。私が一番たくさん見たのは、一つの線に十個ぐら下がってあったのを、現実に交換局へ行ってみたら下がっていません。そういう点から、確かに喜ばれてきたけれども、特に先ほど申し上げたような広域時分制が実施になった場合、今度はいろいろな意味で、このサービスの点で諸矛盾が起きてくる。これは私は当然だと思っております。

そういう面で、いま局長のお話ですと、よく使う人は一般電話に切りかえる、切りかえてもらいたい。これもわからぬじゃないけれども、一般電話に切りかえると負担がふえること、これはまた当然であります。そういう点を考えると、もう少し何か方法はないだろうか。これは非常にむずかしいことで、別に私もいま頭にあるわけじゃありませんが、たとえば、ひとつ組み合わせの数を考えてみたいとおっしゃっておるのだが、組み合わせの数というものは一体どの程度のものを標準にしようと考えておられるのか。少なくとも四つ以下でなければ問題にならないかという意見も、この委員会でも何回かあったことを私は記憶いたしておりますが、八つも十もあったんじゃ、これはたまたまじゃないか。それと、使う時間帯というものがほとんどピークが同じだということ、そういう点を考えると、このサービスにいろいろと広域時分制がとられてくると矛盾が起きてくる。その際に、一般電話に切りかえればいいじゃないかというふうなことであれば問題は解決しない。そういうなると、何か安い電話というものをにつ

けることはできないものだろうかということを考えるのは私は当然だと思っておりますが、そういう点についてひとつ皆さんの意見を聞きたいと思

います。

○清水説明員 この問題、なかなかむずかしい問題でございます。結局、いま先生の御指摘になりましたように、お使いになる、利用される時間帯が、実は一日じゅうに均等に分布いたしますと、かなり都合がいいのでございまして、早朝とか、あるいはお昼とか、あるいは夕刻等にかなり集中してお使いになるというのが実態でございますので、やはりサービスが悪くなるのが、そういう時刻にどうしてもなるということでございます。

それから、この組み合わせ数の問題でございますが、それと非常に関連があるわけでございます。このあたりをどのようにすれば大体お客さまが満足していただけるかということについては、これはもう世界的にいろいろ議論のあるところでございますが、たとえばアメリカあたりの例をとってみても、アメリカあたりでは昔十共同という電話がかなり普及いたしておりました時代がございまして、これが十四、五年前ぐらいまでにかなりそういう形で普及したのでございまして、今日のアメリカの状態を見ますと、どうしてもそういう多数の組み合わせではサービス上満足できないというところで、ほとんどが二共同あるいはもう単独を希望されるというのが実態のようでございます。この辺が日本の場合には、アメリカ等に比べてかなり普及もおくれておりますので、もう少ししんぼういただかなきゃいけない面もあるわけでございますが、やはり究極的には、こういった地域集団電話の対象になるお客さまでも、最後はやはり二共同あるいは単独というところに持っていくかなきゃいけないだろうというところで、実は私どもの計画を立てます一種の最終目標といたしましては、この組み合わせ数というものはやはり最後は二共同以下、あるいは

もう単独電話ということでない、終局的に御満足いただけないだろう。ただ、そこへどのようなテンポで持っていくかということについて、かなり苦慮いたしておるわけですが、たとえばこういう数字をちょっと御参考に申し上げるとおわかりいただけるかと思ひます。

現在、たとえば七共同というような組み合わせで考えてみますと、ある忙しい時間を調べてみますと、大体いまの地域集団電話のお客さまは、東京などの住宅電話と大体同じくらいお使ひになつておるわけですが、そういうことから計算したしてみますと、話中に遭遇する確率というのが相当高うございまして、これを四共同ぐらゐにいたしますと、じゃ解決するかといひますと、大体話中に遭遇することが、やはり四共同にいたしたとしても半分ぐらゐになつてしまふということ、やはり普通に考えますサービスということから見ますと、やはり東京の住宅と同じぐらゐにしないでくちやいけな。結局は二共同ぐらゐにしない、御満足いただけそうにない、こういうようなことを一応考えております。

○武部委員 それはよくわかります。そのとおりだと思ふのです。問題は、そんな場合に、現在百五十万の集集を、たとえば非常に忙しいような利用度の高いところは、二共同というような形にする場合、これは相当な、工事といひ、それから金もかかると思うのですが、そういうような構想は現実に電電公社としては実現の可能性をもつて計画が進んでおるのかどうか。それともただ単に、そういうふうにしなげやならぬという理想といひますか、そういうような考えなのか。それは具体的に進むという方向なのか。それはどうですか。

○清水説明員 具体的にいまいろいろ詰めておる途中でございしますが、七カ年計画で考えました時点におきましては、現在その地集電話の方から、五十二年末までに大体二十万加入ぐらゐを一般のほうにお切りかえする、そして組み合わせ数というものを、大体五共同ないし六共同ぐらゐまでに

はしなくては行けないだろうという構想で、実は七カ年計画時点において考えておつたわけでございます。現在実はもう少しその辺の作業を詰めておる段階でございますが、まだ数量的にはつきりいたしませんけれども、どうも二十万ぐらゐではちょっと不十分じゃなからうか、もう少しこれを上回らせる必要がありそうだというふうなことを現在作業をいたしております。

同時に、これは引き続き五十三以降というものの関連が非常にございしますものだから、現在私どもの計画によりますと、先生御指摘のよう非常に経費等も必要ではございしますが、やはりお客さまの要望というものに焦点を合わせざるを得ないというふうなことから、その五十七年度末までにはほとんど二共同ないし単独というものに切りかえたいということで、具体的な作業をいまま進めようと思ひます。

○武部委員 具体的なことはわかりましたから、その点はそれでよろしうございします。その地域集団電話というものについてはいろいろ意見があるようでありますから、ぜひ慎重にひとつ検討をして、いわゆるサービスがダウンをするようなことのないようにしていただきたい、これを要請しておきたいと思ひます。

それから、次はちょっと専門的なことで私よくわかりませんが、心配な点があるのでお聞きいたすわけですが、双方向性の研究が進んでおる、CATV、この研究というのは一体どの程度進んでおるのか。いわゆる放送が通信になつてくるといふ、そういう点について、私よくわかりませんが、どの程度研究が進んでおるのか、その点はいかがでしよう。

○遠藤説明員 これは私がお答えするのはどうかと思ひますが、技術的な問題でございまして、(武部委員「そうです」と呼ぶ)技術的な実験は進んでおるようございします。ただ問題は、いまの制度上の問題であらうかと思ひます。であります、私どもは双方向通信というものを——通信というものは本来双方向であるのが原則でありまし

て、放送というのはその一つの特殊な例外のようなものであります。したがって、制度上は双方向通信というふうなものを頭に置いては考えておりません。

○武部委員 確かに通信の一元化政策ということから見ると、放送が相互に通信をするというふうなことになつてくると、特に放送は、民間ということになつてくると、そういうかっこうの中で民間の、そういう民営の電電公社というふうなものができる危険はございせんか。そうなることを私はちょっと危惧するから、一体双方向通信というものがいま技術的にどういう開発がされつつあるのかというところを知りたいわけですが。

○廣瀬國務大臣 武部委員の御質問は技術的なことではないかと思ひますけれども、制度的なことについては、ちよつと私から郵政省の責任でございしますから申し上げておきたいと思ひます。

CATVの問題でございまして、これについては将来の技術の可能性と申しますか、また社会的な必要性の問題、最後に経済的にベースに乗るかどうかという価値の問題もあるかと思ひますが、そういうふうなことを、とにかくCATVといふのは何となく将来の非常に明るいような感じがいたしますので研究したいというところで、郵政省の中に昨年からCICS調査会、同軸ケーブルシステム調査会とでも申しますか、そのような調査会をつくつて、将来の各方面の可能性について検討を進めることにいたしましたわけですが、ただいま御審議を願おうとしたしております継続審議の有線テレビジョン放送法案は、これはもちろん双方向のことは含んでないのでありまして、再送信並びに自主送信のことだけの法律案でありますわけでございますけれども、双方向については、ただいま御心配のようなことが将来はあり得るわけでございます、これもよほど真剣に、慎重に考えなくてはならないわけでございます。ただ、いまマクロで申し上げられますことは、ただいま電電公社でやつておられます電気通信は、双方向の通信は、これは全国的な組織で

あつて、しかも交換性と申しますか、交換機を用いてやつておりますわけでございしますけれども、CATVの双方向というところに通信がなりまして、これはきわめて局限されました地域でございしますと同時に、交換性のない通信であるというところにならうかと思つておりますけれども、その辺の限界がなかなかむずかしいわけでございます。こういうことはただいま申しましたCICS調査会、これは電電公社も御参画いただいておりますわけでございしますから、ただ、いま全国的に、電気通信を国内的に掌握していただいております電電公社と十分御相談を申し上げまして、電電公社のお立場の侵害されないように将来考えていかなければならない、こういうような大きな課題であるというように現在のところは考えております程度でございします。

○武部委員 この問題は研究中のようでありますし、私どももしろうとでですからそれ以上のことはわかりませんが、ただ、CATVの双方向通信の場合に、これが通信の一元化政策と現在の法体制のもとにおいて何ら矛盾はない、法体制上は不備はないというふうな思つておられるのかどうか、その点はいかがでしようか。

○柏木政府委員 ただいま大臣から御説明ございました双方向関係の利用のしかたでございします、これもいろいろございまして、現在開発をされておりますのは主として、御承知のように同軸ケーブルで画像等を流しますが、一つのケーブルで、行きのほうだけでなく逆方向も送れる、こういうケーブルの開発ができております、これは電電公社でもそういう実験をしております。

これはどんな用途かと申しますと、主としてたとえば幾つかの教室を結びまして学校放送的なテレビ授業をいたします。それを一つの中心のところから送るだけじゃなくて、端末にあります教室のほうからも送り返しもできる、こんなのが現在実用性を持つておると見られております一つの双方向の利用かと思ひます。

なおまた、各種テレビの同軸ケーブルの自主放送に開通いたしました。電話回線その他信号回線を別に付け加えて、これは心ずし同軸ケーブルが必要とは思えないものもたくさんあるわけですが、しかし同じケーブルの中に一つのシステムとしてこれを組み込むことは可能なわけではございません。こういうようなものを使いまして、あるシグナルにのりまして中心からのある選別された映像を送るというように、この研究開発は進められております。いづれにいたしまして、まだ完全な、電話のような利用の方法は、同軸ケーブルシステムでは実用化というところには距離があるかと存じます。

さらに、その上の問題になります段階としますと、大臣からお話がありました交換機が中に介在いたしました、いづれの端末から、いづれの端末にのりまして双方方向の通話をお互いにセッティングするように映像路ができるというわけですが、これは経費の点からいいますと相当先になるのじゃないかと思ひます。

いづれにいたしまして、そのような方向につきまして、技術的な問題、それから法制的な問題もただいまCCIS調査会で検討いたしております。このCCIS、同軸ケーブルというものが非交換型の地域的な実用性ということを念頭に置きまして、ただいまの有線電気通信法あるいは公衆電気通信法でのどのような問題があるかということをお互いに検討しております。大臣がお話しになりましたような問題も頭に置きまして、今後の法制等も十分遺憾のないように検討を進めていくところでございます。

○武部委員 相当まだ先のことのようにありますし、また法制上、たとえば民営になった場合私ども心配で、それと通信政策とどう関係になるだろうかという点で、若干の危惧を持っております。お聞きをいたしたわけでありまして、時間が来ましたので、私最後に特退法のことについてお伺いいたします。

同僚議員からも質問がございまして答弁がございましたが、五十二年末で四百局残る、これは手動式が四百局残る、こういう話でございました。したがって、この解消の時期、私は五十七年度より自動改式というものが全部なくなるのは早くなるのじゃないかというふうな気がするわけですが、この特退法というものは、郵政の委託局の自動改式終了によっていわゆるその適用は終了する、任務は終わるというふうな思ふのですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○北政府委員 御指摘のように、委託局が全部自動化されることによって、この任務は終わるものであります。

○武部委員 電電公社もそのように思っております。

○玉野説明員 お答えいたします。自動化特別措置法は、自動改式と自即化と両方ございまして、いわゆる総称して自動化と称しておるわけですが、いまして、改式と市外通話の自動化、この両方になっておるわけですが、いま郵政の人事局長がお答えになりましたように、郵政のほうは大体終われば市外の自即化も大体終わる、こういうふうな考えておりますので、ほぼ同様とお考えになっていただければ結構でございます。

○武部委員 そういたしますと、十年延長するわけですが、私が先ほど言ったように、解消の時期が五十七年度より早くなるのじゃないか。その場合に、十年という期間があるからといって、この特退法の解釈を拡大をしていろいろ考へるといふことはあり得ない、またそうあつてはならないわけですから、いま郵政省から答弁があつたように、郵政の委託局の自動改式の終了を待つてこの特退法というものは消滅する、この効果はなくなるのだというふうな理解してよろしいでしょうか。

○北政府委員 御案内のように、昭和五十二年度末に相当のものを完了するわけでありまして、しかし、その時点におきましてもなお残る局がある、そういう公社のほうの計画になっております。しかもその時点になりまして、この未改式局の大半が、離島でありますとかあるいは僻地、こういう土地に移るといふことが十分に予想されるわけでありまして、したがって、その時点におきまして残る局数が比較的少ないと申ししても、やはり私どもは、五十七年度末まではそういう事態は続くだろう、こういうふうな考へておりますので、十年延長をお願いいたしておる次第であります。

万一それ以前にいわゆる未改式局がなくなつたという場合にどうするかということ御指摘だと思ひますが、本法自体が、電話の自動改式に伴ひまして一時に多数の過員が発生した場合の措置でありますので、これが郵政内部の他の事業面に適用されるというところは万々あり得ない、そういうことは法律上できないことだ、かように考へております。

○武部委員 電電公社も同様でありますね。

○玉野説明員 同様に考へております。

○武部委員 わかりました。

以上で終わります。

○高橋委員長 栗山礼行君。

○栗山委員 約一時間余、昼食抜きで質問をせよ、こういうふうな御決定をいただきまして、その限りで運んでまいりたいと思ひますが、先刻御質問申し上げたのでありますけれども、ごく結論でございまして、若干具体的な内容についてお尋ねを申し上げる諸点が残っておりますので、引き続き御質問を申し上げてまいりたい、かように考へておるのであります。

その前に、郵政大臣と電電公社の米澤総裁にまずお尋ねを申し上げてまいります。この三つの問題が一括して提案されましたことについて、あるいはまたこの三つの法律と電信電話の需要に対する背景的な問題、あるいはまたこの法律制定から今日までの経過というふうな基本的な問題について、この前にお尋ねを申し上げたのであります。それなりに御答弁をいただいたのでありますが、やはり基本に属する重要な問題

題は郵政大臣みづからその所信をお答えいただく、あるいは総裁もそのような形において御答弁をいただくのがしかるべきじゃないか、こういうことを申し上げたのであります。きょうも冒頭にあたつてそういう点を特に御留意を願つてお答えをいただく、こういうふうな願ひを思ふわけでありまして。

この三つの問題に対するいままでの御答弁及び質疑を通じて、また私の若干の質疑を通じて理解をいたしたのであります。それなりにこの法律の成果及び経過というもののについての価値判断をいたします。また、将来にわたつて必要の存する一つの方向というもののについても理解をいたしたのであります。ただ問題は、基本認識として非常に安直な姿勢の方向があるのではないかと、いふことが第一なんでありまして。たとえばこの間申し上げましたように、先ほど武部委員が御質問をされておりましたように、十年間という制度の具体性というもののについて、想定等を含む根拠の貧弱性があるのじゃないか、こういうことにつきましては質問者がそれぞれの立場においてお尋ね申し上げておつたところでありまして。あるいは三つとも同様の問題でございまして、私がきょう大臣と総裁にお伺いをいたしたのは、この法律案件の求められる要件、条項というもののについて、その年限をお定めになつてものを進めていこうというこの取り組み方はそれなりに理解する。しかし、もっと率直に言うならば、今後の十年間というものを、国際経済と日本経済あるいは社会の様態の変化に対応してどのように把握をいたしてまいるか、そういう前提に立つてこの十年間にこ

ういう対応力をもつて進めてまいらなくちゃならぬ、こういう一つのプロセスと方向づけがなければならぬ。これは資金量の上においても、あるいは積滞解消の状況等から見た一つの方向でありまして、将来の電電公社が、財政的にもあるいは需要の態様についても、どのような一つの方向で進めてまいることが望ましい姿勢であり、同時に、この法律の期間内においてのその後の電話電

要に対しては、これは暫定措置でありますから、いわゆる縁故債及び加入者の電話公債あるいは設備料等々で、電電公社自体の経済的基盤がこういう方向に推移して、将来のあるべき電話の問題についてこういう一つの方向、路線を目ざして進んでいくのだというふうに、やはり一つの理想と、それから方向というものを明確に打ち出してそれぞれの設定をいたすべき問題でなからうか。まあきわめて素朴に申し上げますと、そういう点からいきますとあまりにビジネスでありまして、求めることのみ、あるいは需要と供給とそれに対応する諸問題だけを提起されてそして進めていく。もちろん法律の三本の成果からまいりますとそういう立て方もありますけれども、やはり電電公社の責務というもののについて、あるいは国民にサービスする一つの方向について、こういう状態に発展いたします、あるいはなりましますということになつてまいりませんと、私はやはり世界経済の動向というもののについてもすでに大きな変化をいつつあると理解をいたしておりますし、五年後の世界経済というものをどう想定するかというところは一つの問題がございいます。あるいは十年後における世界経済をどう見るか、日本経済をどう評価してまいるか。極端に言うならば、私は日本の資本主義経済というものが終息をいたしまして、新しい高度福祉経済への方向の路線こそが日本経済の繁栄を約束する、こういう経済の特徴あるいは将来の路線がいまや明確になつておる。あるいは世界経済をながめましても、世界の人類が弱肉強食の東西、南北問題から平和共存と均衡のある一つの経済や方向を求めていく。こういうふうに政治、経済の方向が非常に大きく進展するその度合いに対応する一つの姿勢としての内容が、一向にわれわれにはびんとうかがえないのではないか。これを大臣はどう将来を展望されて、この問題に対処されるか。こういうようなことをきわめて重大な一つの課題として理解をいたすべきではないか。まあかように考えておるわけでありまます。総裁も同様な意味において、電電公社の未来像といひます

か、あるいは公社としての誇り高い将来性というものはかくあるべきなんだ、こういうことにおいて進めてまいる。私は率直に言ひまして、いまは抽象的に、財投の問題をさらに増加する努力を重ねてまいる、これはまさに美文でございいます。あるいは縁故債の問題、それから利用者について、設備料に対応する条件として電話公債を持つてもらいたい。こういうようなきわめて限られた形にしておいての制約でものを進められておるのであります。私は今日のこういう積弊事情と急激な需要増高というもののについては理解ができるのであります。結局民間におきまします自転車操業の資金運用というものの危険を私は感ぜざるを得ないのであります。もしこのペダルを踏むことをとめたといひまするならば、直ちにパンクというようなおそるべき内容に発展するのじやないかと私は思ひます。御案内のとおり日本経済の一つの困難は、民間も自己資金が一八%、そして借り入れ金が八二%というところにあり、その日本経済の脆弱性を真剣にいま考えざるを得ない、こういうふうになつてまいりますときに、やはり公社は公社としての資金需要と健全な財政の方向というもののについて——これは一つの借金でございいますから、この借金をどのように返していくか。そしてその資金はどういう時点で要らないようになり、あるいは収支の財政状態はどういう方向をもって臨んでまいられるという想定がなければ、法律の延長というもののについての高い評価をするということになり得ない。こういうふうに私は率直に判断いたしますのであります。私は、事務当局でなく政治のサイドで、十年間の変化に対応する姿勢と内容をどういうふうに想定されておるか、こういう問題についてお伺いを申し上げます。

○廣瀬国務大臣 今回、拡充整備をはじめ二法一括提案しておりますわけでございますが、その基本になります構想がなかなかないという御質問であらうかと思つておるわけでございますが、私もそのとおりだと思つておるわけでございます。そこで、御承知のように国には新全総と称する計画がございまして、また新経済社会発展計画というふうな経済面に重点を置きました長期計画もありまますわけでございます。郵政省、電電公社はもちろんなこの計画の策定については参画いたしておりますわけでございます。この計画を尊重してすべて政策を進めていくという立場に当然あるわけでございます。したがつて、電電公社の電信電話の拡充整備の計画にいたしまして、この国の計画、将来のビジョンを尊重して、これに向かつて努力を続けておりますことはもちろんでありますわけでございますが、その二つの計画にどういふことが書かれておるかということにつきましましては、いまさら私から御説明の必要はないかと思つてございまして、栗山委員もよく御承知のところでございます。ここに資料を持ってまいつておられますけれども、その内容の説明は省略させていただきますと思ひますが、とにかくそのうした国の方針、構想、計画に従つて、担当いたしましたおりますわれわれの、ただいまは電信電話が問題になつておるわけでございますが、事業も進めていくということになりますわけでございます。

そこで、電電公社といたしましては、御承知のように昭和二十八年からこうした国の要請に順応していくには、五カ年計画を逐次次々に実行いたしまして電信電話の拡充整備をはかるべきだということ、二十八年度に築足いたしたわけでございますが、次々に続けてまいりまして、そして昭和四十六年度からは特に七カ年計画にしようということ、二カ年間だけ延ばした計画になつておるわけでございます。と申しますことは、一応最終年度でございまして昭和五十二年度には電話の架設にいたしましても積滞数をなくしてしまつて、その後は申し込めばすぐに取りつける、架設するというような状況にしていかなければならないというところで、努力を続けておりますわけでございます。今度の十カ年間延伸を願うということにつきましては、たびたび御説明を申し上げておりますように、五十二年度までに一応積滞をなくする、したがつて、その後は電話の申し込みをすれば直ちに架設ができるという状態になるけれども、しかしその自余は、日本のその後の経済力の発展、したがつて国民生活の向上というふうな点から申しまして、アメリカ並みぐらひな普及率にはなるであらう。そういう目途で進むべきであるということ、そうしますと、昭和五十三年度以後におきましても電話架設の需要というものはおびただしい。非常にたくさんである。その後の五カ年を見通しましても、大体千三百万個程度の架設をしなければならぬという大きな数字になりますわけでございます。それを五カ年間で年次割りにいたしますと一年間二百六十万個ということになりますけれども、それを架設するには非常に多額の経費、資金というものを必要とするわけでございます。大いに財投にもお願いしなくちゃなりませぬわけでございますけれども、たびたび申し上げますように、財投にも他の事業との調和の関係もございまして、社会資本の投下のおくれております日本としましては、そういうことに重点を置いて進めていくという一つの国の政策もやむを得ることだと思ひますけれども、そういうことをいろいろ勘案いたしまして、自己資金あるいは財投だけではやつていけない。御迷惑ながら加入者の御負担を願つて、あと五年、もしくは十年間だけの御延伸をお願いしたい。そういういたしますと、昭和五十三年度からいかに電話の需要が多うございまして、架設が次々にやつていくわけでございます。積滞がなくなる、積滞というのは五カ年間の最終年度でございまして昭和五十七年度にはもうアメリカ並みの普及率になりますから、そのなればその後の需要というものは新しい経済政策の発展、また国土の開発というふうな点からながめましても、それ以上あまりおびただしい需要はないはずでございます。九十五人というふうな状態になるようでございますが、そうならば、その後新規の需

要がございまして、その多額な経費は必要としない。でございまして、そうならば加入者に御迷惑をかけなくとも、負担をお願いしなくても十分架設が間に合っているというように、誠に達しておるからということ、五十七年度を最終年度といたしまして、日本の経済の発展にかながみまして、そういうような計画を立てて進もうということにいたしました。架空に、皆さん方に根拠のないお願いを申し上げているわけでは決してないわけでございます。

○栗山委員 総裁に御答弁をいただきます前に、私の答弁を求める内容的に少し不十分な点があったために、いまの大臣の御答弁をいただいた、こう理解をするわけでございしますが、資金計画について、あるいはまた五十二年度までの積滞解消について、その後における五カ年間の状態についてどういう方向、路線で電話を架設いたしてまいるか、こういうふうな事柄についてはもういまままでに議論は尽くしておるのです。それを私も承っております点をそれなりに評価し、理解もいたしておるということなんです。その質問の前提に立つて、私自身ももっと具体的に申し上げますと、一つの財政投資融資の性格、路線すらいまだ日本経済は変わっていかなくちゃならぬという一つの対応性を政治に求め、経済政策の運用に求めている、こういうことだと私は思うのです。いままでのように、財投にはどの程度のものを求めてそして電話架設の建設費用の一端に充てる、こういうふうな具体的な方向というものがなければならぬのではないかと、思うのです。

それから、電話を何ぼつけましても、いまのようにおそらく、質権の問題も若干お尋ねを申し上げるのではありませんが、過去の沿革なり法律は、それなりの一つの成果を踏まえておるということも私は評価をするにやぶさかではございませんが、今日の電話の質権によって、そして電話加入を、積滞なり需要に応じていくということが望ましいあり方であるかということをはり本質から考えてみなくちゃならぬ。五年後における日本の

電話のあり方というものが、どういうことが理想的な電話の一つの方向なんだというような問題等が検討されなくちゃならぬということであろうか。ですから私は、資金需要の方向についても性格、路線の変化が当然あつてしかるべきだし、そういうしなくちゃならぬ、そういうふうな点、あるいは電話それ自身の社会的価値というような問題等についても明確に一つの方向を定めて、そしてともかくこういうような中身をもつていまの需要に対応する一つの方向を持っていきたい、こういうふうなビジョンといいますが、具体的な方向を明らかにされるということが、もう国会論議で必要な時点ではなからうかというように、大臣に御答弁を求めたり、あるいは総裁に御答弁を求めている。ここで何回もお答えされておることに、私は私なりに、一回でけっこうでございますから、記録を見ますし、再御答弁を求めるといふようなこと、時間は割愛していきなり、こういうことでございまして、この点を御了承いただいての私は米澤総裁の御答弁をいただきたいと思う。

○米澤説明員 お答えいたします。いままでお答えいたしました点は省略いたしました。電電公社といたしましては基本的に国民の御要望に沿うというところ、あるいは利益に沿う、これを二つの方針にしております。昨年の国会におきまして公衆電気通信法の改正を通していただきました。また今回拡充法の延長をお願いしているのも、その立場に立っておりますつもりでございます。

ところで、いま今後の電話のビジョンの問題につきましても、いろいろ御質問がございました。今回、拡充法の十年延長の問題を考えた場合に、質権の法案をどうするかというところ、まず考えてみたのでありますが、考えてみますと、やはり四十万件ぐらゐの質権を現在使っている方がある。したがって、これは公衆法では一応電話は質権に該当しないというふうになっておりますけれども、やはりこの際延長をお願いして、これを現在国民の方が利用されておるという実態を考へべきではないかというふうに考えまして、この質権

法案につきまして十年の延長をお願いした。それから、もう一つの例の退職手当の増額の措置法でございまして、これにつきましては、自動改式自体の速度というものを考えますと、やはり十年の延長をお願いする必要がある。こういうことで、拡充法は資金的に、それから質権につきましてはこれを利用しておる方の実態を考えた、それから退職手当の臨時措置法につきましては自動改式の実際の速度、結局特定局等いろいろな進んでまいりますので、そういうことを考えてお願いした、こういうことでございします。したがって、いずれも電話の拡張の速度という点に関係しておるといふことで一本の法律になつてきたわけでございます。

ところで、では日本の電話の需要を考えると、現在架設されております電話がどんなふうな保守され、あるいはそれが運用されているか、あるいはたとえトラフィック面なんかは一体どういふふうなところかということ、現在使つておられる二千万の利用者の方に対して非常に重要なことでございまして、これにつきましては私はヨーロッパ、アメリカのいろいろな状態と比べて、日本は世界のまづ標準のレベルよりは少し上になつてゐるのではないかと、これはやはり今後ともぜひ維持しなければならぬと思ひます。

それから次に、電話の架設の速度、申し込みに対する架設の速度につきましては、これは七カ年計画、あるいはさらに今後の拡充法の延長をお願いしております七カ年計画の五二末時点以降におきまして、やはり一べん積滞がなくなつたものが、また積滞がふえてくるという形は望ましくないのであります。これは必ずその状態を維持したい。この点につきましては確かに日本はおくれているのであります。これはいろいろな理由がございしますけれども、アメリカあたりだと十五年前に積滞がなくなつて、自來水と積滞なき状態を維持しておる、こういうことであります。この架設の速度という点においては今後非常に力を入れなければならぬ面だと思ひます。その際、公

社の経営自体がやはり健全なる独立採算制でいかなければならぬわけでありまして、その点につきましては、昨年の法律におきまして電報のああいふ料金体系の改定あるいは近代化ということを確認していただきまして、いまそれに対する措置をいろいろ進めております。また保守や運営面におきましていろいろな省力化とか生産性の向上等につきましても今後やるつもりでございます。

いづれにいたしまして、これから電信電話のほかに新全国総合開発計画等の中に出てまいります電電公社の役割として、情報化社会に臨んでデータ通信等のネットワークをやはり大いに拡充するといふようなことも出ておりますし、それらの要望も考えまして、必要な投資計画を進めていくといふように考えております。

それから一方、資金におきましては確かに財投等についていろいろ考え方がございしますけれども、また今回、会社でいいますと事業債に該当するようない政府保証のない公募債というものが新たに認められまして、私はこれを今後育てていきまして、資金面における有力な財源に育てていく必要があるのでないかというふうに考えまして、これはいま関係局におきまして、せつかく方針が認められまして、それをどうやって育てるかといふことをいろいろやらして、こういうことでございします。

○栗山委員 これは、この委員会ではいろいろ論議いたしまして時間上の制約もございまして、なかなか、いろいろ御意見を承るわけにもまいりませんし、私も実際は体系的にお尋ね申し上げなければこれは納得もできない、こういう問題等がございします。まあ私、端的にいまして、いま総裁言われましたように、電話公債の債券市場といふものを育成して、債券の債券たる一つの市場性を確保したい。私はこれは賛成なんでありまして、いまのようない一つの金融と経済事情下においてのみ電話債券といふものが額面よりも上がつていこう、経済は利潤を追求する、こういう形における一つの評価として、もし日本の経済が逆な方向路

線をたどってまいります場合には、それは、それらから低下をして、そうしてその信頼性を、ひとつ額面割れをする、こういうことは当然なことであります。したがって、また高利債券というふうな悪循環で発展をしないかならぬ、こういうふうな内容だと思ひます。だから、基本として私は、債券市場を守っていくということについては反対をするものでありませぬけれども、ただそれだけじゃなくて、電話のやはり国民的位置づけというものは、あるいは社会的な位置づけというものがどうあるべきかというように私は将来検討すべき問題である。借金をして電話をつける、あるいは質に入れたければ電話がつかぬというふうなことが、大体福祉国家、そしていわゆる資金事情に目、黒目をむいて、公社のほうは自転車操業をして電話の問題に対応するという姿が一体望ましい姿であるかどうかというこの本質を私はやはり検討しなくちゃならぬ、こういうことであらうと思ひます。そうでなければ、エコノミックアニマルでありまして、公社たるのやゆえんがなくなつちやう、こういうことではなかるうか、こういうふうな私自身としては考えを持つのでありまして、いまやそういうふうな、単に期間の、当面する問題を平面的に延長するということじゃなくて、もう少し本質的に、これを計画的に、国民的な一つの希望と、それから建設の課題として私はやはりとらえるべきじゃないかというふうなことで、少なくとも法律を提起されるにあたってはそれだけの中身がほしいのだ。あまりにもこれは一つの場当たりと無定見的条件に基づいて法律の延長じゃないか、こういう感を深く抱きますので、あえてそういう、大臣からあるいは総裁から私への御答弁を求めるといふ質問をいたしたようなわけでありまして、これはもうこれで打ち切つてまいりたいと思ひます。しかし非常に私の書生論でありますけれども、日本の政治というものはもっと深刻に、そして将来の、未来の方向に対応する進み方として、私どもは心して進んでまいらなくちゃならぬということだけは、私

は共通のコンセンサスが望み得るのではないかと、いうことの御確認をいただきたい、かように考えております。北局長にちよつとお伺いをいたします。いま武部委員がお尋ねされておたつたのでありますが、この退職者に対する、手動から自動化への特例措置の問題でございますが、私が承知をいたします限りにつきましては、一時はこれは首切り法案というふうなことで、たいへんまあ労働組合が論議の対象になりまして一つの恐怖を持ちました、これに対応いたしましていろいろなくちゃならぬというところが過去の経過にあつたやに承知をいたしたのであります。その後私は十年間、大ざっぱに、電電公社及び郵政当局において、この法律の施行後どういう一つの配置転換が行なわれたか、またこの法律の適用を受けて退職者が何人これによって退職されたか、こういうふうな事柄について私なりの資料を求めましていろいろ調べてまいりましたから、その範囲については私も承知いたしておりますのでございまして、ただ、ここで明確に、現在、労使関係において、これは合理化を理由に職員を解雇しないという措置を明確に協定されたことと承知いたしておりますが、かりに十年間延長いたしますることにおいて、微動だも、この法律案はいわゆる解雇とかいうふうなものに発展してまいりませんではない、こういうふうな私が理解をいたしてよいかどうかということについての御答弁をひとつお伺いしたい。二点の問題につきましては、いろいろ論議をされておりますから、私は本論だけを申し上げるのではありませんが、残されました十年間において、完全に手動から自動化への方向づけをするということをしれば言明されておるのであります。ただこれにつきまして、だんだん寒村僻地、過疎地帯への方向としての自動化への作業の進展をはかつてまいらなくちゃならぬ。私は府県別の内容を申し上げまして、そういう内容だといふふうに承つておるわけでございます。

そこで、この法律の中身は、まさしくこれから手動から自動化への、解消をする十年間の期限の延長という問題のみをここに規定をされておるのであります。制定当時の状況、それからこれからの十年間の解消の実際の条件というものを検討いたします場合には、事実、転職とか配置がえといふようなものは非常に困難な状況が深まつてまいるといふ内容を持つてまいり。それから、失業につながる地域的構造条件の中に置かれる、こういうふうな私は問題を理解をできるのではないかと。しかしといたしますれば、この法律の制定されておる内容が、今後予定される退職者について、私は、そういう困難なる一つの状況に対応する特別の退職金の内容等ひとつ考慮して対応するといふことが望ましい姿でないか、こういうふうな私自身確信を持つておるのですが、局長はどのようなお考えを持つていらっしゃるか、お伺いしたい。以上二点について……

○北政府委員 第一点でございますが、第一点につきましては、これは組合との間に事前協議についての了解事項、それから本件に、まあ電通の合理化に伴います配置転換の協約、大筋二つの約束を従来からいたしております。この体制は将来ともそのとおりでやうていくつもりであります。その中に、先ほど先生御指摘のように、この法律はできて今日もつながつておるわけでありますけれども、この合理化のゆえをもつて退職をさせる、首切りをするといふことはしないといふことはその約束の中に入つております。これは将来ともそういう体制でいくつもりであります。

第二点でございますが、確かに御指摘のように、今後山間僻地に及んでいく程度が高くなつてまいります。したがって、発生過員の措置といふものは、従来よりも困難になつてくるといふことは予想されるところであります。しかしながら今日までの状況を見ますと、この法律が三十九年の七月から施行になつたわけでございまして、それ以前には退職率といふものは約一〇％程

度でございました。ところが本法ができましたから、今日では大体三〇％をこえる退職率というものがございまして。そういうことで、自発的にこれを機会に退職をするという人が現在ではそういうふうになつておるといふわけでありまして、そういう状況の中で、対象地がだんだん山間僻地になつてまいるといふことになりまして、むしろ本法によりましてこの退職率といふことも依存しなければならぬわけでありまして、やはり山の中へ入るといふことになりまして、配置転換等が従来よりは困難になつてくるという事情は当然に発生すると思ひます。この間の問題につきましては、別途電電公社と郵政省と十分に協議をいたしまして、そういった省の要員事情というものも十分にしんしゃくしてもらえるように要望をしております。

その中で地元における受け入れ施設の設置等を含めまして、この過剰となる要員を受け入れる余地を増大するといふような打ち合わせを現にしておるわけでありまして、またこの職員の理解と協力といふものをより一そう求めまして、配転や退職希望の増加をはかりますほか、現に改式してない委託局の中で電話交換事務に欠員が生じた、こういう場合は将来公社へ転出する予定の職員を採用しておくといふような方法も講じておる次第であります。

これに関連いたしまして、特別給付金の支給率を将来に向かつては上げるといふことを考えたかどうかといふこととございましたが、この支給率は三十九年に法ができました当時、その当時の民間の合理化の実例等を参考に定めたものであります。この事情は昨年度また調べてみましたけれども、やはりおおむねこれが率で定められておる関係からいたしまして、現在におきましても民間の実例とパラレルであるといふふうに考えるわけでありまして、なお、先ほど申しましたように、そういう中で最近退職率が上がつておるといふような事情も考えますと、支給率を特に改める必要はない、かように考えておる次第であります。

て、その前提には、公衆法で規定をされております、電話加入権というものに質権を設定することはできないという前提ではどうしても乗り越えなない一般的な社会情勢というものがあつたわけでございまして、それはただいま先生がおっしゃいましたように電話に市価のある問題、電話に財産的価値があるという客観的な事実と、もう一つは需給の不均衡と申しますか、今度のこの三つの法律のすべてにわたる社会的な背景でありまして、需要の急激な増加、安定的な需要ではなくて、非常に異常な需要の数というものが前提になりまして、その財産的価値が質権という形で出て来ているわけでございまして、そういうような状態がこの十年を経過いたしました現在の状態でもまだ継続をいたしております、さらに私どもがある説明をいたしましたように、なお今後約十年間というものはその状態が継続するだろうという前提で、この質権法につきましてはも再度十年の延長をお願いしておるわけでございまして。

無策でこれに対応しておるのかと仰せられますと、私もどなたもいたしましては十年間をさらに十分検討いたしましてはたして財産的価値というものが——質権という形を必要とするものは何か。附帯決議では、いま仰せられましたように需給の均衡をはかり、それによって質権法の特例を早く廃止するようにしようということになっておりますもの、ただ公衆法の原則に返つただけでいいのか、返るためにはやはり片一方で需給の均衡も必要でございまして、また先生のおっしゃいましたように、新規需要というもののに対して供給がすぐできるというだけではなくて、移転をいたします手続も、それと同じようにうまくできるというようなことが両立をいたしまして初めて本法に返り得るのではないかと思います。そういった点はほかの問題と違ひまして、今後十年間の間に十分検討いたしまして、また先ほど来お話しのごさいますように、需給均衡もその間に地域的にだんだん完成をいたしてまいりたいと思ひますが、その過程で十分検討いたしまして、十年後に

は再延長する必要のないように研究をいたしたい、こういうぐあいに思つておるわけでございまして。

○栗山委員 これは大臣でなくってけっこうです、柏木さんからこれの基本的な考え方を、ございまして伺つておきたいと思ひます。

○柏木政府委員 ただいま遠藤局長からお答えしたところではほほ尽きるわけでございまして、ただ一点政府の側として申し上げたいことは、この制度というものがやはり中小企業金融とか、あるいは庶民金融面での一般的な環境整備がおくれているという面から、電信電話公社がこれに協力してきたという一面があるということではないかと思ひます。御承知のように、この質権法が最初でございまして、たとへばすでに大蔵省に設置してあります金融機関資金審議会とか、あるいは中小企業振興審議会、こういうものがそれぞれ昭和三十一年に答申あるいは意見の表明をしておりますので、中小企業等の立場からやはり電話の質権設定が望ましいというのをいっているわけでござい

ます。御承知のように大臣も庶民金融についてはたいへん熱意を持っておられるわけでございまして、基礎といたしましては、こういうような金融問題という面を、加入電話の質権というもので臨時的に補足しているという一面があるかと存じております。将来の問題といたしましては、こういう面もまた考慮に入れます、存続するかどうかということも検討されるのではないかと考えております。

○栗山委員 あまり時間がございません。私は、データ通信の問題についての大方の問題等についてもお伺いをいたしてまいらう、こう思つておつたのでありますが、時間がございせんので、データ通信の問題は後日の問題にいたしてまいりたいと思ひます。

柏木監理官及び遠藤局長から抽象的なお話を伺ひまして、やはり現在の認識点を明確にいたしてまいらなくちゃならないことは、電話がいままで需給関係から、一つの財産的価値というものに

よつて必要性というものが生まれてまいつたという歴史を否定するものではございません。そこに電話売買業者という一つの役割がそれなりにあつた。しかしまたその反面、悪の花が咲いて、そしてそれが白紙委任というところの譲渡の不合理な内容を進めてまいつた。そこに非常にトラブルが発生をいたしまして、公社のほうとしても取り扱ひに困る。これはやはり合理性をどうにも求めるかというところで問題をいろいろ御検討された、その経過というものについてもそれなりに私は高い評価をいたしておるわけであります。今後電話というものは、次第に市場性がなくなる方向にあるわけですから、これはもうでなければならぬので

す、電話の需要度というものについて対応策をとつていくのですから、電話の市価価値というものがあつたのは何かというところについて、設備料、こういう一つの料金制度が現存いたしておりますことが質権の最たる条件だということだけはいなむことができない、こういうふうには私は先ほども申し上げ、いまでもその感を深くいたすわけであります。ほんとうのことを言いますと、これを扱つていらつしやるのは、いろいろ電話売買業者あるいは質権業者が、これを唯一の事業の財源的要素としてとらえていらつしやるということも

けつこうだ。私はそれなりに一つの事業ベース及び商業ベースにおいてこれは理解をいたすことには、零細企業でございましてからやぶさかではございません。しかし、一体電話というものが、そういうわずかなものが、しかも電話という特質のものが、そういう質権の対象になつて利用されるといふところに、私は心して、問題の存する大きなネックがあるんじゃないか、こういうことなんでしょう。もし電話というものが、一般的な靴やげたやあるいは一般の生活必需品という一つのことにありますと、私自身はそういうような観念から脱却したものが生まれてくる。どうしても設備をするために何かが足りないんだというところとなら、それこそ分割なり、その方法の支払い条件の長期的な支払いによつてひとつ電話を架設す

るといふ方策こそ、私は現実の電電公社のサービスの行為でなくちゃならぬ。しかるに、一つの既成の事実をつくり上げて、そこに受益的メリットの集団ができてまいつたら、それを保護助成するというような方向になつてまいつたり、あるいは業者がそういうことをかりそめにも政治的に陳情したり、あるいは圧力をかけるというところがある。これは私はあえてこういうふうな理解をいたしておるものでありまして、やはり電話の一つの社会的価値観というものを定めて、こういう問題についての対応性をとらなくてはならぬ、こういうふうな私の発想でございまして。したがって私は、いまの遠藤局長の御答弁もございまして、やはり一つの安直な情性的姿勢というものがから脱却をされておらない、こういう感を深めるわけでありまして。少なくともサービスは、もう皆さんの簡単な頭で、皆さんのそういう頭腦的なものじゃなくて、もうほんとうに事務サイドで問題のサービスができて、喜ばれる一つの公社ということと、サービスする郵政事業というところに相なつてまいるのじゃないか。私は、話が飛ぶようでありま

すけれども、貯金の運用制度の問題等につきましても、政治生命をかけて非常に御活躍されておる事柄について、われわれはわれわれの立場においてそれをとらえて、これをひとつ成功せしめたという意図を存しておることは事実であります。こういう問題すら、簡単に電話、郵政事業の一環としてこれをどうながめてサービスの方向へ前進するかということについては、私はもう英知の問題と申すことじゃなくて、ほんとうにもう事務サイドでできてまいる問題じゃないかということ

を強く痛感をいたす次第でございまして。いろいろな委員各位の御質疑を通じて理解を深めました。また私のお尋ねする点も多々あるのでございましてけれども、以上をもちまして私の質問を終えることにいたします。

○高橋委員長 この際、午後一時五分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時十一分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。中野明君。

○中野明委員 だんだんに御質疑が行なわれておりますが、私、本題の質問に入る前に二点ほど申し上げたいことがあります。

その一点は、すでに御承知のとおり、米軍との電話の紛争料金について過日決算委員会の問題になったのでありますが、これが一応、内容はともかくとして、解決というのですか、決着がついた、このようなことなんでしょうが、これにつまして郵政大臣としては、前から議論がありましたが、この紛争料金、いわゆる公社が見積もりといいますが、請求書といいますが、それを出した額八十三億三千万円ですか、これについて郵政大臣としてはどのような考えをお持ちなのか、この点最初にお尋ねをしたいと思います。

○廣瀬國務大臣 この米軍との紛争料金の問題については、お話しのように公明堂の坂井委員から御質問がございまして、私その他から御答弁申し上げたわけでございますけれども、ただいまお話しのように、最初は八十三億円の計算書を米軍に提示をいたしておいたようにございましてけれども、その後、あの設備いたしました資金が、終戦処理費と、それから安全保障費によって建設されたものだからということで、電電公社の自己資金によつて建設されたものではない、そういう資金も日本の政府が出したお金でございますけれども、そういう資金によつて建設されたものだというところに、つまり本来に返りまして、それに基づいての計算をいたしまして、七億三千万円でございますか、というような金額が出ました。その金額が

出ます前に昭和四十四年でございましたか、日本の政府と米軍との間に話が整いました、こういう原則でやる、こういう計算法でやるということに調整できまして、それに基づいてその後計算を正確にいたしました、七億三千万円というふうなことになったわけでございます。四十四年の十二月でございますが、大綱がございまして、それに基づいて計算をいたしまして、七億三千万円というふうなことになって、そこで手打ちができました、その金が支払われたというふうなことにしておりますわけでございますが、そこで、日本といたしましては、最初から米軍に請求権はある、米軍がその料金を払わなければならぬというたてまは買いたわけでございます。先方のほうは地位協定に基づいての施設だから、料金を払う必要はないというのを言いつつてまいりましたけれども、そうでない、有料であるべきだといふ、その趣旨は買いたわけでございます。そういうことで落着いたしたわけでございます。特別にこちらが譲歩したなというところは全くない、計算の基本が違つておつたわけでございますから、そういうような金額で決着したという結果になつたと思つておりますわけでございます。

○中野明委員 この内容は是非については、すでに決算委員会だいたいが話がつまつたところであつたので、私、きょうそのことについては、ここで議論しようと考えているわけじゃありませんが、御承知のとおり、公社の紛争料金につきましては、当通信委員会でも再三にわたつて質疑がかわされて、その問題の落ちつくところがどこであるかというところについては当委員会として非常に関心を持っておつたわけでありまして、それにつきまして、この解決をした時点でなぜ私たちのこの委員会に御報告がないのだろうか。これは一度や二度じゃないわけでは、よその委員会でももちろん問題になっておりますが、これは非常な疑義を持つて、お互いにそのために紛争料金と、こういうふうな呼び方でも議論されておつたわけでは、それから通信委員会は何回も開かれて

ておりますし、公社の審議もあつたわけでありまして、その時点で、内容はともかくとして、かくかくのうちに決着がつきました、こういう報告があつて私はしかるべきでないかと思つたわけでありまして、常任委員会として設置されているこの通信委員会に、そういう大事なことに付いての、しかも日ごろから問題が提起されて疑義があつて、帰結を心配されていることについて報告がなかつたというのはいささか不愉快な感じがする。これは私は委員会を非常に軽視しておられるのじゃないか、そういう気持ちで非常に私、心外に思つておる一人でございまして。この辺、大臣のお考えをお聞きしたいわけでありまして。

○廣瀬國務大臣 私も率直に申しまして、その点については政府当局に遺憾な点があつた、かように考へておりますわけでございます。と申しますのは、四十四年の十二月に大綱と申しますか、料額算出の根拠がございまして、その後の委員会における大臣の答弁にいたしまして、あるたかも八十三億円の請求権が残つていふような誤解を招く御答弁をなさつておりました。ございまして、私、速記録を調べてみたのでございまして、けれども、その後そうしたことが、一回あるようにございまして。これは大臣としましては何も八十三億にこだわつていふというつもりではなくて、ただ電電公社としましては請求権があるというところを強く主張しておつたわけでございます。アメリカは請求権なしというように申しましたのに對しまして、請求権はあるということを言ひ続けてまいりました。その請求権のことを強調するあまりにそういうことを御答弁したと思ひますけれども、これは非常に誤解を招く答弁をしておられるようにございまして、四十四年十一月以後は金額が非常に大きく違つてきたわけでございますから、そのように率直に申し上げておればよかつたと思ひますけれども、その後計算の大綱はきまりました、数字が出ていふことがあつたので、以前と考へは変わつておりませんというよう

なことを大臣が答弁されたわけでございまして、この点は私も非常に遺憾であつた、誤解を招く節があつたと思ひます。のみならず、いま先生御指摘のように、これは金額的に申ししてもきわめて大きな問題でございますし、委員会でもたびたび御質問があつたわけでございまして、適当な機会を得て、そうしたことを、先ほど申し上げましたように了解をいたさうということに努力すべきであつたと思ひます。そのことがなかつたことは、率直に申し上げまして、私はまことに遺憾であるというふうにいわざるを得ないと思ひます。

○中野明委員 これは、解決がついたのは昨年のことのようにありますので、いま大臣が遺憾であつたと言われるのですけれども、ほんとうに通信委員会というもので一生懸命にみんなが審議をし、そして委員会そのものはお互いに権威をもつてやつていこうという考え方で鋭意努力をしていけるわけでありまして。そういうときに、いかなる理由があるにしろ、内容の是非はともかくとして、一応の決着がついた時点で報告をされるのがたてまえじゃなからうか。これは公社の總裁にも一言申し上げておきたいと思ひます。公社としても、真意はどこにあつたか知りませんが、計算書を出した以上、やはりもしも話がつけば、それだけは、その料金はいたされた、そういう意思をもつて出しておられたと私は一応解釈いたします。しかしながら、結論として解釈の違ひが出てくるということも、これは相手のあることです。それを一方的に押しつけておられるというふうな考へは私は決して持つておりませんけれども、事の解決がついて決着がついた、そういう時点では、内容はたとえ不満足であつても何であらうと、問題になつて、問題提起がされた委員会に御報告されるのは当然の責任じゃないか、このように私は思ひます。この点、總裁のお考えをお聞きしておきたい。

○米澤説明員 お答えいたします。この紛争料金につきまして、確かにそういう点において御報告

いたしませんでしたことはまことに遺憾に思います。いろいろ理由は申し上げますとございますけれども、確かに御指摘のとおりでありまして遺憾に思います。

○中野明委員 今後そういうことにつきまして、相当議論されて焦点になっている問題については、正式の委員会ではなくても、何かの形で公式に報告をされることを私はこの機会に強く要望いたしておきます。これではせっかく委員会でも真剣に議論をしても、そこで結論の出なかった問題についてもわれわれがあとから知る、そういうようなことでは責任を持った審議ということについても意義が生じてくるわけでありまして、その辺はひとつ、きょうの本題でありまして、このことについては私も委員会の権威ということからも考えまして疑問を持っておる一人でありまして、今後の課題として嚴重にひとつこのように処置あるいはあとの処理の方法についてお考えをいただきたい、このように思います。

○廣瀬國務大臣 まことにごもっともな御意見だと思ひます。将来十分気をつけまして、こうした失態のないように注意してまいりたいといたくみずから戒めておりますわけでございます。

○中野明委員 きょうの本題でありまして、大臣からも今後気をつけるといふような発言でございますので、本題に入りたいと思ひます。

きょうは経企庁からおいでいただいていると思ひますが、過日議論になっております新経済社会開発計画と新全国総合開発計画いわゆる新全総、この両方の計画書を私も私なりに読ましていただきましたが、通信網の整備といふ点か、今後のわが国の通信政策、これが新全総の中でどういう位置づけになっているかということについて、経企庁のほうから簡単に概要を御説明いただきたいと思ひます。

○下河辺説明員 新全国総合開発計画の中におきまして、現在の日本の国土が持っております過密過疎という問題が、当面の地域開発の大きな問題でございますので、この過密過疎問題を解消するこ

とが一つの大きなねらいであります。さらにあわせて、これから日本の社会が、情報化社会と俗称されております情報というものが非常に重要な価値を持つ時代に入ると存じますが、そういう新しい時代に対応すべき日本の国土をつくるというところが新全国総合開発計画のねらいでございます。まして、全国土が均衡がとれて、あるいは豊かな環境を持っているということが重要な要件だと思ひます。その中で通信網の果たす役割が、従来よりもかなり大きなものになるという認識の上で立っておりまして、国民生活あるいは企業活動、もろもろ考えまして、情報の果たす役割は飛躍的に高まるであろうということを考えております。そのために私どもといたしましては、通信回路を中心としたしまして、全国的な通信網をぜひつくらなければならぬ、そして全国土のいかなる場所でありまして、いかなるときでありましても情報に接するということのサービスをひかしく受けなければならぬということが、国土の基本的な条件であるというふうに考えております。全国的な情報あるいは通信のネットワークの整備というものが、新全国総合開発計画の中できわめて重要なプロジェクトであるということを指摘しておるつもりでございます。新経済社会開発計画におきまして、ほぼ同様の趣旨で書いてございます。

○中野明委員 これは当然長期の見通しなり計画でございますので、やはり通信政策の担当省である郵政省と緊密に連絡をとりながら構想を固めておられる、このように私は思うわけであります。が、私たち考えますに、そういう新全総というような全国的な総合開発の上に立つて、今後郵政省がわが国の通信政策というのですか、通信をどうする、このような具体的な計画立案という形になり、その郵政省の通信政策を受けて電電公社が実務を担当する、このように私たちは理解しておるわけでありますけれども、何かしらこの新全総を見てみましても非常に抽象的の要を得ないわけでありまして、

これは郵政省にお尋ねするわけですが、郵政省ではこの新全総あるいは新経済社会開発計画、これを受けて通信政策を当然立てておられると私は理解しておる一人でありまして、具体的に郵政省としての通信政策をこの際お聞かせを願いたい。もしもあれでありましたならば、できるならば文書として資料をお願いしたい、このように思うわけであります。

○柏木政府委員 今後の情報化社会の一翼にならう郵政省の基本的な政策ということについてのお尋ねでございますが、具体的に申し上げますと、先ごろ公衆電気通信法の改正の際に、御承知のようなデータ通信というものの基本的な考え方を法制化したいたしました。これは一方は電電公社の独自のサービスとしてこの道を開くとともに、国民の支持を得た一つの新しい制度といたしまして、データ通信の回線の利用によりましてデータ通信の利用の新しい種々の方法を考へてきた一つの政策に立ちました法律の改正が行なわれたわけでございます。現在それのための具体的な問題といたしましては、御承知のように本年の九月から実施されます公衆通信回線の開放の問題につきまして具体的な方法を、各種の意見を調査会の形で徴しながら問題を詰めていくこととございます。もちろんこのデータ通信の問題あるいは情報化社会という問題につきましては、情報化に關します基本法としていろいろ考へておられますようなことにつきまして、郵政省のかかわるところが非常に多いわけでございます。これらの問題につきましても、省内に法律制定準備のための問題検討の機関を設けて、これを整理しながら、また関係各省とも意見の交換等もばちち始めているわけでございます。

さらに、情報化の次の問題といたしまして、CATV等によりまして新しい情報手段によりまして地域的な情報化の問題もございまして、これにつきましては御承知のように、CCIS調査会というような調査の機関をもちまして、数十名の各分野の専門家の御協力を得まして、制度面あるいは経

済面、技術面での問題の検討に着手いたしました。近くこれにつきましての多摩ニュータウンの実験という段取りを進めているわけでございます。これらの問題をもう少し、従来ビジョンだけいわれたいた事例を、社会的な定着したニーズというものを引きあわせて、それに基づく制度化ということも一方考へていっているわけでございます。

○中野明委員 はつきりと今後の日本の通信政策はどうするのだということ、具体的に文書にしたものがあれば資料として提出をしていただきたいのです。いまの御説明は、なるほどいろいろ断片的にそのつど調査会のようなものを持ってやっておりまするやにも聞かえますけれども、御承知のとおり、現場のほうはどう進んで、肝心の国のほうに政策がないというふうに進んで、受け取れてならないわけでありまして、こういうようなことでは、政治的なわち通信を担当している郵政省自体に確固不動の基本方針がなくして、公社のほうは現実には迫られてどんどん事業が拡大して、進んでいっている。あとからあとから、あわてふためいて調査会を持ってみたり、あるいは諮問をしてみたりというふうなことでは、私は、将来の日本の通信政策というところから考えて、非常に大きな悔いを残すのではないか、そういう心配をするわけでありまして、

御承知のとおり、郵政省はいわゆる電電公社を監督する官庁でありますけれども、その監督する側に、いまお話をしていますように、基本的な政策というのですか、方針、これがなければ監督も十分にできぬのじゃないだろうか。とにかく公社から言うてきて、あわててそれについての是非意見を述べるというふうなことでは、とうてい日本の通信行政はうまくいかぬ、こういう懸念をいたします。

一例をあげれば、先ほど経企庁も述べておりましたように、山間僻地の通信網をどうするか、あるいは加入区域にしまして、いろいろ格差があることも現状であります。これの将来の取り扱

送で、いろいろなテーマがあるわけでございます。こういうようなことで、大いにやらなくちゃならない。私は場合によっては、郵政省の中に電気通信局でもつくる必要がありはせぬかというように考えてみたこともございますけれども、これ

はよほど慎重に考えないと、何だか電電公社に対する監督強化というような誤解を招いてもならないわけでありますから……。ただ私は、この政策

の樹立について本省が、あなたの御指摘のようにもう少し真剣に勉強する必要があるのだということとを痛切に感じております。そういう立場から申

弱体で、通信政策の樹立には、特にこの電気通信の政策を立てるための局が必要ではないかというように考えておりますけれども、これはただいま

も申しましたように弊害もある、誤解をされてはなりませんから、慎重にやらなければならぬと思っておるわけですが、まあいろいろ考

えてやりたい。そして、この情報化社会におくれをとってはならない。情報化社会に臨んでは、まさにこの通信行政というのがその中核をなすもの

たといは自覚を持っておるわけにございませうが、おくれをとらないように勉強していかなくちゃならない。そこで、場合によりましては電気通信ばかりじゃなくて、すべての通信行政を、局

長とかなんとかいう実務を担当するのじゃなくて、もう少し学問的に学理的に研究する、電電公社が総合の研究所を持つておりますように、郵政

省の中にも政策の研究所というようなものをつくる必要があるはせぬだろうか、もう少し学問的に学究的に政策の研究をやる必要があるのじゃない

うような政策をもつば、学究的に学問的に研究する機関を郵政省もつくってはどうかということをこの間注意いたしておいたわけでありませう。そう

いうようなことで、御指摘の方向に向かつて、おくれをとらないように十分勉強し、今後の情報化社会に対処する郵政省たらしめるような内容を

送で、いろいろなテーマがあるわけでございます。こういうようなことで、大いにやらなくちゃならない。私は場合によっては、郵政省の中に電気通信局でもつくる必要がありはせぬかというように考えてみたこともございますけれども、これ

はよほど慎重に考えないと、何だか電電公社に対する監督強化というような誤解を招いてもならないわけでありますから……。ただ私は、この政策

の樹立について本省が、あなたの御指摘のようにもう少し真剣に勉強する必要があるのだということとを痛切に感じております。そういう立場から申

弱体で、通信政策の樹立には、特にこの電気通信の政策を立てるための局が必要ではないかというように考えておりますけれども、これはただいま

も申しましたように弊害もある、誤解をされてはなりませんから、慎重にやらなければならぬと思っておるわけですが、まあいろいろ考

えてやりたい。そして、この情報化社会におくれをとってはならない。情報化社会に臨んでは、まさにこの通信行政というのがその中核をなすもの

たといは自覚を持っておるわけにございませうが、おくれをとらないように勉強していかなくちゃならない。そこで、場合によりましては電気通信ばかりじゃなくて、すべての通信行政を、局

長とかなんとかいう実務を担当するのじゃなくて、もう少し学問的に学理的に研究する、電電公社が総合の研究所を持つておりますように、郵政

省の中にも政策の研究所というようなものをつくる必要があるはせぬだろうか、もう少し学問的に学究的に政策の研究をやる必要があるのじゃない

うような政策をもつば、学究的に学問的に研究する機関を郵政省もつくってはどうかということをこの間注意いたしておいたわけでありませう。そう

いうようなことで、御指摘の方向に向かつて、おくれをとらないように十分勉強し、今後の情報化社会に対処する郵政省たらしめるような内容を

きのできるようなことに持っていかなければなら
ない、こういうように考えております。

○中野(明)委員 いま大臣からのお話があった
わけですが、お話の中にあるお話をあつた
に、郵政省の若手の人たちがそういうことを痛感
して、やはりああいいう「展望」というような形で
出されたということも一つの事例でありまして、
やはり現場というか、本省の中で意欲に燃えてい
る職員の人たちは、やはり現在本省側の立ちおく
れということを、暗にああいいう形の中から意欲を
示しているんじゃないか、このように私も受け取
るわけでありまして、いま大臣はいろいろお話を述
べておられました、前々から情報時代に入つた
ので、情報基本法といいますが、こういう法律も
必要だといふ議論もたびたび出ておまして、大
臣も、前大臣でしたか、前向きに検討している
というふうなお話でございましたが、この機会に、
この情報基本法の問題もひつくるめて、やはり通
信の基本法と申しますか、こういうものもぜひひ
つくる必要が出てきていたのではないかと、こうい
う考えが一つであります。

それからもう一つは、通信白書というべき性質
のものを、やはり毎年、過去を振り返り将来を展
望して通信白書というものを出されるべきじゃな
いだろうか。他の省庁では、法律で義務づけら
れているところがありまして、農業白書とか林業白
書その他地方自治の白書とか、いろいろ出てお
ります。年次報告がなされておいて、国会で基本
な議論がなされているわけでありまして、郵政省
の場合はそういうことは法律で義務づけられては
おりませんけれども、そういう白書は出して悪い
というこはなと私は思います。ぜひこうい
う、いま大臣も、曲がりかどにある、このよう
なこともおっしゃっている、重要な通信政策を充
せねばならぬ時代になっておるわけでありまして
で、毎年、年次報告というふうな形で通信行政の
展望をお出しになる必要がある、私はこのように
考える一人ではありますが、この点についての御
見解を伺いたい。

○廣瀬國務大臣 まず、お尋ねの情報基本法の問
題でございますが、これにつきまして、先刻武
部委員からもお話がございまして、お答え申し上げ
たのでございまして、たびたび郵政大臣
も、将来、なるべく早い機会に情報基本法を策定
したいということを答弁申し上げておりました、また
佐藤総理もそのようなお答えをしたことがあるや
に承っておりますのでございまして、したがって、昨
年私、大臣になりました、そんなことを聞きまし
たから、これはきわめて必要なことだ、今後コン
ピューターの利用、データ通信、いろいろな通信
のメディアが新しく開拓されます、だんだん情報
化へ向かっていく社会になります、したがって予
想されるわけでございますから、そういう社会にお
きまして情報がきわめて重要な役割を果たすわけ
でございます。そこで、そのような基本法をつ
くべきだといふことは賛成でございます、その
必要があるという痛切に感じましたので、昨年の九月
ごろでございまして、郵政省の中に情報処理基
本法調査会というのをつくりまして、いまのところ
は郵政省の役人だけで構成していろいろ検討を
続けておりますが、その検討の内容は、情報化社
会に對処するため、その方面の技術を高揚しな
ければならぬ、技術高揚には国からどんな助
成を出すべきだといふようなことをうたいたいと
思っております。それから情報関係の産業も大
に振興させなくちゃならぬ、同様な助成をやる必
要があるのだといふように考えておりますし、ま
たさらに、プライバシーを確保することを特に考
えなくちゃならぬ、話を聞きますと、日本の国
民全体の戸籍が十メートル平方のコンピュータに
入るそうでございまして、そういうようなことにな
りますとすれば、プライバシーというの非常に必
要になってくるわけでありまして、プライバシー
を守るといふような趣旨のことを基本法にも
うたわなくちゃならぬといふようなことで、情報
基本法を策定すべきだ、郵政省では情報処理基本
法と申しておりますけれども……これはだんだ
ん関係の省が次々にできてくるわけでございます

から、郵政省が軸を握って、関係の省庁とも十分
連絡をとって、最終的にいかなる法律をつくる
ということに持っていかなければならぬ、そのた
めの調査会を昨年度内に発足させたわけござい
ます。

それから通信基本法の問題でございますが、こ
れは御承知のように、有線電気通信法、公衆電気
通信法あるいは電波法、こういうような通信の非
常に重要な法律が制定されて、もうすでに二
十年を経過いたしました、もちろん、その
後部分的な改正をいたしておりますわけござい
ますけれども、ぼつぼつ根本的に考え直して
時期に到来しておるんじゃないかという気もいた
すわけでございます。そういう問題につきまして
は、広範囲にわたった法律なものですから、な
かなか一朝一夕にはいかない。そんなものをすべ
てひつくるための通信基本法という先生の御指摘で
あろうかと思っておりますけれども、広範囲にわた
つた問題でございまして、これはなかなかむづか
しい。ただ、二十年も経過いたしました、いま
で、根本的に検討する必要があるという段階に
なっているという気は、私、いたしておりますわ
けでございます。

それから、通信白書の問題でございますが、こ
れはいろいろ資料を発表いたしておりますわけ
でございますけれども、やはり通信白書としてま
とめて発表する必要があるんじゃないかと思
っております。これは、非常に御名案だと私は思
いますから、ひとつ何とかものにするように事務
を督促いたしまして、御期待に沿うようにいた
したい、このように考えております。

○中野(明)委員 では、法律の内容に入りたいと
思いますが、三法律が一本になっておりますの
で、これは過日米、個々にわたって議論されて
おりますから、私は、拡充法にしばってお話を
したいと思います。

まず、公社が電話を設備する、通信網の整備を
するの建設資金が必要なことは、もう当然であ
ります。これについては、私どもとやかく言うも

のではありませんのですが、建設資金がますます
膨大になってまいっております。この資金を集め
る内容、集め方が結局問題になって、この法案の
審議の過程でも議論が出ておるわけでありま
す。過日米の国会の附帯決議にも出ております
に、建設資金の中に「財投等」ということで議論
が詰められておりましたが、ほんとうに「財投」
はわずかで、「等」のはが非常に多かったわけ
であります。この資金に対する財投等の占める比
率、これが年々少なくなつてきて、少しふえた年
もあるけれども、大体少ないという傾向であり
ますので、今後の見直しとして、少なくとも建
設総額の一〇％ないし一二％は最小限度財投のほ
うでまかなうべきではないか。この面について
努力をやらなければ、いたすに加入者の債券だ
けにたよって延長させることは、私たちは少し手
落ちのような気がするわけですが、今後の公社の設
備資金に必要な金額の中で、財投等を四十八年度
からの程度確保するといふ考え方でおられるの
か。大蔵省からもおいていただいていると思
いますが、また、大蔵省の考え方ひとつ聞かせ
ただきたい。そうしない、ただ公社の経営云々
といふことから財投なんかは要らぬのだ、こう
いう考え方では、公共事業として今日国民の必需品
になつてきている電話の設備については、考え方
が非常に片寄つてきていると思つたので、この
辺を郵政省と大蔵省にお尋ねをしたいわけであ
ります。

○廣瀬國務大臣 まず私からお答えいたします。
電電公社の建設資金について、財投の持つてお
ります役割と申しますか、その比重の重大性に
つきましては、まさに先生の御指摘のとおりだ
と思うのでございます。そういう方向で、毎年努力
を重ねていかなくちゃならぬわけでございます
けれども、四十七年度は、昨年度と比べますと金額
が倍という程度になりまして、いささか喜んでお
りますわけでございます。それと、新規に政府保
証のつかない事業債と申しますか、一般の債券の

発行ができることになりましたことは、財源の多様性という点から申しましてきわめてけっこうであつたと思うのでございます。ところが、御指摘のように、その財投の全体の建設資金における比重というのは非常に少ないわけでございまして、この点はまことにさき千萬に思つておりますわけでございますが、これからだんだん電話を拡充整備していくというその計画から申しますと、昭和四十八年度から五十二年度までの五カ年、まだ四十七年度が一つ残つておりますけれども、去年から申しますれば七カ年計画、四十八年度から申しますと五カ年計画の最終年度の五十二年度まで、この五カ年間で電電公社は財投に全体の建設資金の一四％を期待しておられるようでございす。それから、その次の昭和五十三年度から五十七年度までの資金におきましては財投に一九％を期待しておられるようでございまして、私の数字が間違つておればあとで訂正いたしますけれども、それくらい大きく財投に期待を寄せておられるわけでありす。そういうことになりましたら、郵政省の責任はだんだん重大になってくるというわけでございますから、今後さらに馬力をかけまして、御期待に沿うように努力をしなければならぬ。そうしなければ年次計画の電信電話の整備の処理ができないということになってくるわけでございますから、いま御指摘のことは、まさに私どもの努力の方向を差し示しておるかと思つて、十分努力を続けるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○福島説明員 電電公社の資金調達の中で財投資金の占める比率が非常に低いという御指摘でございますが、御案内のように、財政投融資は、対象各機関の所要資金につきまして、その自己調達能力というものを勘案した残りを手当てをする、そして質的、量的に補充をするというのが本来の機能でございます。電電公社の場合につきましては、ただいま議論になっております加入者債の問題もございしますが、そのほかに設備料あるいは料金収入等もございす。かつまた、当局の非常な

経営努力によりまして収支状況も順調に推移しておるといふようなことで、われわれの立場から申し上げますと、いわゆる自己調達資金の比重はかなり高いということから、この数年、百億ないし二億程度の財投の数字で推移しておるわけでございます。これを、たとえば将来にわたつて一〇％あるいは一二％、ただいま郵政大臣のお話では、一四ないし一九％という計画数値がお話に出ましたけれども、どうするかにつきましては、これはまたそのときどきの金融情勢なり何なりを判断した上で定めるべき問題であらうかと思ひます。

ただ、さしあつたつての問題として申し上げますと、御案内のように、電電公社に對する財政投融資は、目下のところはいわゆる政府保証債でございす。電電公社の発行します債券につきまして、政府保証をやることによつて信用力のある低利資金を調達するという形でお手伝いをしておるわけでございますが、その政府保証債につきましては、総発行額につきまして国会の御審議をいただいております。予算総則で定められておるわけでございますが、最近数年は、年度間で大体三千億ないし三千五、六百億円というのが当初計画の数字でございす。昨年度は三千億円でございます。途中景気対策等の必要がありまして、御案内のように追加を行ないまして、弾力発動しまして、結果的に四十六年度の政府保証債の発行総額は三千九百三十九億円という数字に相なつたわけでございますが、それらを勘案しまして、実は昭和四十七年度の場合は、御承知のように総額で四千億円という政府保証債の発行を予定しておるわけでございます。これを非常にふやすかどうかという問題でございますが、結局政府保証債も、いわば政府がある意味であつせんをする債券でございますから、国債、地方債等を含めまして公共債の一環としてその発行規模をバランスのとれたものにすることが必要である。一般の公社債市場に対する影響その他を勘案してきめる必要があるといふこともございす。したがつて、これにわ

かに非常に大幅に増額するということについてはいろいろの問題を伴うといふことが一つございす。

それから、この政府保証債の発行に關しまして第二の問題は、非常に大量発行ということになりますと、当然大量消化が前提になるわけでございますが、そういったしますと、発行条件その他、いわば発行コストが高まるような形で消化の促進をはからなければならぬといふ問題も別の面から出てまいります。そういった意味で政府保証の発行総額というものの、そのときどきの経済事情に應じて一定の範囲というものがおのずから出てまいり、かように考えます。したがつて、来年年度あるいは再来年度において政府保証という形で電電公社に對する財投を大幅にふやすといふことは、総額の問題あるいは他の機関とのバランスの問題等々でなお問題が残るのではないかと考へます。しかし、だからといって、われわれにいたしましては、将来に向かつて電電公社に對する財政投融資が、現在の百億ないし二百億円の水準でよろしいといふふうには毛頭思つておりません。これは電電公社の経営内容なりあるいはそのときどきの経済情勢、財政事情全般を勘案いたしまして、そこで定められるべき問題である、かように考へております。

○中野(明)委員 いまのお話でいろいろ申されまして、結論的にはだめだといふような言ひ方のように聞こえますが、いまお話の中で電電公社の自己調達資金、この中にいまの加入者債券とか設備料とかそういうものを考慮に入れておられるとしたら、私はこの拡充法を審議している趣旨と反すると思つております。これは自己調達資金ではなく、法で強制したものでありまして、電電公社が自己で調達している資金だといふふうには考へてまいらうと、これはちよつとおかしいと思つております。だから、そういう点、ここでは国のほうで、いわゆる生活必需品になつてきた電話を設備するといふことについては、当然財投等でカバーしろといふ、そういう過去からの経緯がある

わけです。それが年々少なくなつてきて、いまのお話では百億とか二百億とか、それも政府保証債です。全然財投のお金は出ておりません。そういうふうなことではいかぬじゃないか。これでは、それがだんだん積み重なつてくれば、当然電話料金の値上げとか、そういうふうなことに振りかぶつてきて、最終的には公社の経営を圧迫するようになる。そういう懸念をわれわれが持つから、いまここで加入者債券を云々されるならば、政府のほうも財投等でこれこれカバーしますからひとつ加入者債券のほうも御協力を願ひたい、こういうのならば話はわかるわけですが、政府のほうはいろいろの理屈をつけて全然、公社は自己資金を調達する能力があるからかまわぬのだ、そういうふうなことで、これは公社もいずれば、いまでも毎日何億という利子を払わなければならぬほど金を借りてゐるのではありません。そうなることを私どもが心配してゐるから申し上げてゐるわけでございす。最終的には、また国民の負担にかかつてくるといふことになりす。そういう点を考へて、いま大蔵省は全然、永久にだめだといふようなことは言つておられないやうでありますから、姿勢の問題だと思つてゐます。郵政大臣も一二％以上、次の五カ年では一九％ぐらい希望してゐるというやうなことを言つてゐるわけですが、あまりにもかけた数字。こういう考へ方では、これは一般の加入者は結局年じやう負担をさせられて、そして必需品になつてきたことについての国の姿勢といふものが全然ここに出ておらぬ、こういうことでは困ると思つておられます。もう一ぺん、その辺を大蔵省としてお答えいただきたいと思ひます。

○福島説明員 お答えいたします。自己調達資金と私どもが申し上げましたのは、これは御指摘のように、目下その加入債をどうするかといふことがまさに議論になつてゐることでございます。従来とつてまいりましたのは、法律に基づきまして加入者債が発行され、かわり金が入つてきてゐるといふのはこれは事実でございますから、そ

いったものを前提にして、公社の投資計画を見て、財投規模がきまってくる、その中でどの程度の不足資金を財投でまかなうか、こういうことが財投額を決定する考え方の基礎でございますから、それを申し上げたわけでございます。その点、将来この加入者債券の問題がどうなるかということ、あるいはさらにはそれがそれとしても、なおかつ公社の経営状態なりがどうなるかということによりましては、先ほど申し上げましたように、われわれとしては当然財投としてできるだけの協力はするということとはこれは当然のことでございます。その中の最も代表的な、いわば国と一番近い公社のことでございますから、それについて財政当局としてどうしておくことはございませぬ。できるだけの努力はいたします。

○中野(明)委員 いまのお話ですが、公社が一生懸命自己資金を調達するために努力をして、それで高い利子の金を集めてくる、そうしたら財投のほうが出さぬ、出さぬでもいまだ行けるじゃないかという考え方。それじゃ公社の首脳部としては、一生懸命に努力をして損をしているというふうな形にも見えるわけであります。そういう一つの考え方もあると思います。公社が、全然金を集める能力がないのです、こういって努力をしなれば、それじゃ財投から出してやろう、こういうことになるとなれば、努力をして高い利子の金を集めるよりも、努力をしないで安い財投資金をもったほうがいい、裏を返せばそういう理屈にもなるわけでありまして、ですから、そこら辺も一応考えられて、財当のほうから相当金を入れるのだ、そして公社の設備資金を応援するんだ、そういう考え方が基本的なことはつきり約束されない、この拡充法を延長しろという考え方は基本的に違ふと私は思うのです。その辺をもう一度、将来必ずやります、そのように努力をするというふうな——大蔵省のほうも、やはりここで数字のパーセンテージを言えといったって、来年のことです、また次の年もあることですから無理でしょうけれども、そこら辺はお考えをはっきりしておい

てもらいたい。

○福島説明員 先ほど申し上げましたように、結局先生お話しになされたほうが安い資金が入って、一生懸命するほうが高い資金でたいへんではないかということでございますが、やはり公社も国の公社である以上、最善の努力を尽くして、しかもきわめて合理的な経営規模の中での努力を払われて進めるべき責任はあろうと思つて。現にその責任は果たしておられまして、そういう形で進んでおる。一方、財投機関の中には、全く資金調達の道を断たれておるたとえば国民金融公庫のようなものもございまして、こういう資金運用部資金なり何なりを出して一〇〇%めんどろを見なければならぬ機関もあるわけでございまして、そういう全体の、四十七年度で申しますと五十三、四機関に当たるわけでございまして、その中における資金配分を考える場合には、われわれとしては従来まではこの加入者債も一つの要件として受けて取つてはいたわけでございまして、そういうことで資金を調達できるところには結果として資金配分は小さくなる。それからかりに資金の調達能力が低くても、投資規模その他が低ければ、これはまた財投資金はかりにその不足分を埋めるにしても少なくて済む、いろいろな事情がかり合つてくるわけでございまして、したがって、私どもとして来年度の程度どうするかということは、ここでわかにお約束できる立場にはございせんが、先ほど来申し上げておりますように、公社の経営規模とか経営状態とか、そういうものを総合勘案しながら所要の資金手当てを努力をするということは、これはもうこの席で申し上げるまでもなく当然だと考えております。○中野(明)委員 これは資金課長さんではおそれないと思つておられます、通信委員会を含めて国会全体にそういう強い要望があるということ、これはおわかりだと思つて。それで、この問題ではおそれなく結論が出そうにありませんので次へまいります、今回の拡充法

の期限延長を十年にされた理由を郵政大臣からお聞きしたいわけですが、どうして十年にされたか。○廣瀬国務大臣 これはたびたびお答え申し上げておりますように、ただいま実行いたしておりまして七カ年計画の最終年次であります昭和五十二年度には積滞がなくなりまして、その後は申し込めば直ちに電話の架設ができるという状態になります。目途でありますことは事実でございますけれども、ところが、現在の日本の経済力、また国民の生活程度に基づきますところの電話の需要、それがきわめて熾烈でございます。昭和五十三年以降におきましては相当大量の電話の架設の需要があるということが予想されます。五十三年度から五十七年度まで計算をいたしますと、大体千三百五十万回線の新しい架設の需要がありそうでございます。これを昭和五十三年度以降に必要に際して、需要があればすぐにつきましますわけでございまして、需要に際しては、その数字が非常に大きいということについては、その数字が非常に大きいだけになりたへん多額な資金を必要とするということになります。ですから、そこで、加入者に御協力を願つて債券の御負担をいたしまして、多額な建設資金を確保いたしまして、そうして、逐年国民の需要に応じた電話の架設をやつていくということとをさらに五カ年程度は続けたいと、また積滞が新たにできそうだと心配があらります。ですから、それで、この拡充法をさらに昭和四十八年度から申しますと十カ年間、五カ年間だけでは足りませんので十カ年間延長いたしました。需要に際しては、このことによりまして普及率が高くなつてまいりまして、百人当たり九十五人程度、アメリカ並みの電話架設の普及ができてまいりまして、そうなりますと、その後たとえ電話の新規需要がございまして、その数はわずかだということが予想されま

す。したがって、その後の建設資金はそうたいして要らないということが考えられます。わけでございまして、その後は個別に加入者に御負担をかけることなく、自己資金あるいは財投の金でできるといふように考えまして、四十八年度から五カ年だけでございます。さらに五カ年延長した十カ年加入者の方に御協力をいただきたいという意味で、十カ年間の延伸をいたしたいというのがこの趣旨でございます。○中野(明)委員 過日の審議の過程で、大臣は、加入者債券というのはどこまでも例外である、これは資金調達としては本来の最も好ましい姿ではない、こういうような御答弁があったと私記憶しております。ですから、例外であれば一日も早く本来の姿に戻そうという努力、これは必要だろうと思つたのです。それが今度目は——七カ年計画そのものにも私たちがまだいろいろ議論があるし疑義もあります。それが、また七カ年計画が済んでから五カ年、いわゆる引き延ばすということになります。いよいよ見通しの根拠が薄弱になつてまいります。政策論から見ても、われわれとしては非常に疑義を持つわけであります。これからの十年後の社会の動きというのはどうして、予測するだけでは予測するだけのことでありまして、おそれることを完ぺきに予測できる人はおらぬだろう、このように思つて。そうなる、十年間もここで期限を延長するということについては、われわれとしては責任を持った審議ができぬのではないかと、ですから、せつかく七カ年計画を公社としてはかっちり計画を立てて、われわれとしてはまだ議論の余地がありますけれども、七カ年計画ができておる、五十三年度末で五十二年末ですか、そこまで一応合致されて、そうしてその時点でもう一度、いま大臣がおっしゃるようなことであるならば、もう一度期限の延長ということをお考えになつてもいいのではないかと、いきなり十年と申すことを、例外的なことであるというところをおっしゃつておる大臣自身が十年を承知されているということは、私たちが非常に理解に苦しんでいるわけであります。これは法律ですから、ここできめなければ永久にきめられないという性質のものではありません。必要なら

ば、ばくちのほんとうの気持ちは、毎年でも期限延長するくらい慎重にやってもいいのだからこの加入者債券の性格だろ、こう考えているわけでありませう。しかし、毎年ということになりますと、国会の審議その他もございませうし、これにはやはり一部疑義もあつたので、せめて五年くらいを限度にして、国の他の計画でも大体五年というところは前々から議論されているとおりでありませう、五年くらいは延長にされるべきではないか、こういう考えでございませうが、五年に修正するといふような考え方はお持ちになっておりませうか。これは国会の審議というものを私たち責任を持ってやろうと思つて、やはりまん中であつたところから見て、おそらくその当時には情報産業その他についても画期的な変革を来たしてあるであらうし、そこでもう一度議論をするといふことは、私は、国会としての当然の責任でもある、このように考える一人でございますが、この点大臣のほうからもう一度御答弁をお願いしたい。

○廣瀬國務大臣 中野委員のおっしゃることも、私もわからないわけではございませんけれども、御指摘のようにこれは例外的な暫定措置でございます。したがって、期間が短ければ短いほどいいと私も考えておるわけでございますけれども、しかし今度の拡充法の場合は、十年の見通し、それももうはつきりわかりまして、どうしてもそうした資金が必要だといふことが、いまから明確に予想ができますわけでございますから、それで五カ年間で区切つてないで十年間ということにいたしましたわけでございます。この点はどうぞひとつ先生御理解を賜りまして御賛同をいただきますよう切にお願い申し上げます。

○中野(明)委員 大臣も大臣なりに考へてはお出しなつておるとは思ひますけれども、先ほど申し上げましたような私たちの考え、これも大臣のほうとしては検討される必要があると思つてあります。国会というところは、やはりそのときそのときに対応して慎重に議論をして、そうして

できるだけ国民に負担がかからないように情勢判断をしていくという責務がわれわれに課せられておる、こういうふうに思つてあります。この法律が通つたといふと、向こう十年間は加入者債券に關してはもうどうすることもできない。もちろん、大臣の答弁なんか聞いておりますと、財政事情が許し、公社の状況がよくなれば、これは十年の期限の以内でもやめますとおっしゃつておられますが、そんなことは言うべくして實際は行なわれるわけはありませう。これは私がもし公社の側であるならば、十年になつたら十年ぎりぎりまでやらせてもらひます。そのほうが運営がしやすいし、それは当然だと思ひます。そういうふうな性質のものを、ただ資金の事情がゆるんだら早くやめますといふのは、私は顔面どおり受け取れぬわけでありませう。だからこゝでまん中で区切つて、そうしてそこでもう一べん検討する、これが私は責任ある審議じゃなからうか、こういう考へであります。大臣はたつて認めてくれといふお話なので、これはそうなりますとどうして認めるわけに参らぬ。中間で一べん検討する時期を与えてもらひたい。そうすることが責任ある審議だ。向こう十年間審議がでないといふこと、この問題で全然できぬことはないでしょうけれども、もう法律できまつた以上は、加入者の皆さんに對してまことに無責任な審議をしたという形にわれわれとしては考へるわけでありませう。大臣のお話ですけれども、私もその意見を曲げるわけにはいかぬと思ひます。

お約束の時間を少し過ぎたやうでありますのではしよつて申し上げますが、公社は建設資金が年々たいへんな金額になつてまいつております。この建設資金の中で、資材購入の金額というものが、これが非常に大きくなつてまいりました。金額の上から見ましても、ばく大なものになつております。それで建設資金の中で資材購入は総額のどの程度の比率を占めているのかといふことを最後に

お聞かせいただきたいと思います。

○山本説明員 四十六年度の数字がまだ出ておりませんが、四十五年度まででござんせん願ひますが、建設予算額に對しまして資材購入額はおよそ六〇%弱といふ数字になつております。

○中野(明)委員 建設資金の総額に對して六割。これから先はもと多くなるかも知れませう。そういうふうなばく大な資材の購入が行なわれているわけでありませう、この資材購入についてはよほど慎重にお願いしたいと思ひます。

○米澤説明員 お答えいたします。磁気テープにつきましては、特にオンラインのコンピュータに使用します磁気テープは、オフラインのコンピュータに使用します磁気テープに比べて、より正確であることが必要なのであります。特に電氣的なテープにいろいろのデータを書き込む場合には、その書き込む場合のドロップインや、あるいはまたそれを読み取る時のドロップアウトがもし起りますと、これは直ちにデータそのものが間違つてしまふといふことで、公社といたしまして、その品質の改良といふ問題がまず一つござります。会計検査院よりいろいろの御注意がありまして、われわれといたしまして、従来やりまわつてゐるコンピュターテープを通じて買つてゐるという方法を今回改めて、いわゆる資格のあるメーカーから指名競争入札をもつてやるというふうな方針を資材局に指示いたしました。と

りあふることから、その資格のあるものは現在のところ二社しかないやうでございませうが、今後これができるメーカーがふえれば、さらに指名競争入札の範囲を拡大したいといふふうにも思つております。

○中野(明)委員 総裁も御存じのとおり、四十三年に会計検査院から指摘を受けておりますが、そのときは、各通信局別に価格も統一でばらばらに購入をしておつた、これを指摘されたわけですから、指摘をされたから、一応価格を統一して本社でまとめていくまで、二、三年の時間が経過しては、指摘を受けたら、ある程度重大な指摘でございませうから、こんな二年も三年も時間がからなければ指摘を受けたとて修正できないのかといふこと、これは私も、公社が大きなり過ぎて小回りがきかぬのじゃないかといふ心配を一つするわけでありませう。こういう点も十分監督をしていただいて、先ほど申しあげましたように六割からなるところのばく大な金額で資材を購入されるわけですから、購入方法に疑問のないようにしてもらひたいといふことであります。

それで他の官庁が仕入れておる磁気テープと比べてみましたときに、いま総裁も、うちの場合は特に精密度が要求されているのだといふお話でございませうけれども、いずれもコンピュータを使用以上は、不精密でよろしいといふようなことは一つもないと私は思つております。ところが他の官庁関係の労働省とか防衛庁、国鉄あるいは郵政省、NHK、こういうところで使用しております磁気テープの購入価格と、公社で購入をしておられる価格と比べてみますと、四割以上高く買つておられる、そういうふうな私たちが資料をとつてみますと、出てくるわけでありませう。ひどいものになりますと、七割くらい高く買つてゐるものもあるやうな計算になるわけでありませう。これは少し高過ぎないだらうか。片方では資金の問題で、いま資金集めをどうするか、このやうにお互いに頭をかかえてゐるときです。ところが片方で、資材購入の場合に安易に高いものを買つてゐる、このことになりませうと、また問題であります。そのところは数字の上だけでは、私はこういう技術的なものにはしろうとでありますので一がいにいひ切れぬものは

がありますけれども、しろうとと考えから見ても、コンピュータに使う磁気テープ、これは公社だけがとにかく精密なものでなければならぬと言われるのもわからぬではありませんが、それならほかの官庁で使っているところのテープは全然そういうことは考慮に入れないのか、いわゆる不良品でも平気で使っているのか、こういう疑問も出るわけです。そのところをひとつよく検討していただいて、こういう疑問が起らないような購入の方法をおとりをいただきたい、このように考えるわけであります。

せっかく自治省と警察関係がおいでになっておりますので、時間があるかもしれませんが、一問だけ。

これはこまかい問題でございすけれども、私どもの国元をはじめ地方ではたいへんな問題になっております。それは一〇番と一一九番の問題であります。これは御承知のとおり市町村の合併がありました関係もありますが、私も実例は国元のことしか知りませんので、一、二を申し上げてみますと、交通事故を起して一〇番あるいは一〇番を呼んだ。ところがそこで夜中に来てくられて、ここはうちの区域と違うので、相手の町の警察を呼ぶからそれまで待っていてくれと、夜中に三時間も待たされたという例は枚挙にいとまがありません。あるいは火事の問題にしても、一〇番にかけたにもかかわらず消防が来てくれぬ。どうしてだろうかということになったら区域が違ふ。早期の消火ということでは消防としては原則であります。かけたところが隣の町の消防が出る。その消防士の方がお年寄りで古い人なら、字の名前を聞いただけでわかるけれども、新しい人は、おれの町にはそんなところはない、これはいたずら電話じゃないかということで切れちゃった。そのうちに火事が大きくなったという実例もあるわけです。こういう問題については公社も頭が痛いことでしょうが、自治省関係の消防、警察関係の方に今後のこの問題についての対策、どうお考えになっているか、現状をどう掌握なさっているかということについてお聞きをし、最後に公

社としての考え、対策をお聞きして終わりたいと思います。

○朝比奈説明員 警察といたしましては、どのような事案に対しても即時一〇番をかけていただく、一〇番が来ましたらできるだけ早く現場に参りまして、御安心のいくように処置をするのが使命でございます。したがって、管轄違いとかなんとかというところで仕事を避けるということがないように指導いたしております。もしそういうふうな事案がございましたら、これは厳重に教育をいたしたいと思っております。

それから情報収集につきましては、ただいま本部単位で通信指令室というのをつくっております。電話が自動化されるにつれて、一〇番が集中をされましたら、県本部段階で事案のあったところへ一番近いパトカーなり何なりを、所属、系統のいかんを問はず差し向けるというふうに次第にいたしていきたいと思っておりますが、まだその点、十分なところまでまいっておりますけれども、電電公社と協力いたしまして、できるだけそれを早く進めて、住民の不安を解消したいと思っております。

○古郡説明員 消防といたしましては、お示のとおり、できるだけ早く救急活動並びに消火活動を行なわなければなりません。それで、お示のとおり、町村合併とか、あるいは地域の特性によりまして、一部地域につきましては、他の市町村の消防に通報が参ることがございます。この点につきましては、それぞれ各市町村相互に協議いたしまして、通報があった場合には即時にそれぞれ関係市町村に通報するというようなことを行ないました。また新たに専用線を設置いたしました。それ、それぞれの市町村に同時に通報できるようにも、今後このような地域につきまして再度調査いたしまして検討してみたいと思っております。

○遠藤説明員 電電公社といたしましては、いまの消防、警察のはうの広域管理体制に御協力をい

たしまして、専用線をお使いになる場合、あるいは多局管理をされる場合、いろいろありますが、御要望に応じて一般の料金より安く即刻やるように手配をいたします。

○中野(明)委員 以上で終わります。

○高橋委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。森喜朗君。

○森喜朗委員 私は、自由民主党を代表いたします。ただいま議題となっている電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、賛成の意を表明するものであります。

御承知のように、拡充法制定当時の加入電話の積滞は、昭和四十七年度末までには解消できるものと予想されておりましたが、その後、わが国の経済の急速な成長発展、生活水準の向上に伴い、電話の需要は一段と増加の傾向を示し、積滞が解消するのは昭和五十二年末になるものと予測されるに至っております。

しかもなお、電話の需要は昭和五十三年度以降も引き続き増大することが予想され、昭和五十七年度末までには、現在のアメリカの電話の普及率、すなわち人口百人当たり電話機数約六十三個に達し、この期間中における加入電話の需要総数は千三百万加入に達するものと公社当局は予測しているものであります。

この公社当局の見通しは、十年先の予見であり、その見通しの基礎となる資料等も的確なものとはいえないとは思いますが、わが国の経済社会の発展状況、たとえば広範な都市化の趨勢、生活水準の向上の度合い等から見ましても、また、先進諸国の電話事情の伸び等から見ましても、傾向としては一応それは認められるものと思われまします。したがって、今後十年間は電話需

要の増大はなお続くものと認められますので、かりに昭和五十二年度末までに積滞が解消するといえども、五十三年度以降もなお引き続いてその増設をはかり、再び積滞が発生することのないようにつとめなければならないことは、いうまでもないことと存じます。

次に、情報化社会に対応するため、その中核的役割りを占める公社は、その準備の万全を期して、データ通信等の拡充、開発について、巨額な先行投資を行なう必要があることは、当然のことと申せます。

このような状況にかんがみまして、これら公衆電気通信設備の建設資金の一部に充てるため、加入者債券引き受け制度を十年間延長するとともに、その制度の整備をはかることは、妥当な措置というべきものと思ひます。

次に、電話の自動化につきましては、電話のサービスの格差をなくする上からも、一日も早く完了をはかるべきものと思ひますが、自動化の対象となる地域は、今後一段と僻地となりますので、自動化によつて退職する職員の処遇については困難性を増すものと予想されます。したがって、その過員となる職員の退職の円滑化をはかることは、一そう必要なことと思ひます。

また、電話加入権質の制度は、公衆電気通信法の特例ではありますが、電話加入権質制度を多数の人が利用しているばかりでなく、電話加入権の不正な譲渡等がなくならず、その安定性が保たれつつありますので、電話の需要が一応安定すると見られる昭和五十七年度末までのこの制度を延長することもまた妥当な措置と思ひます。

以上の諸点にかんがみまして、わが党はこの改正案に賛成いたすものであります。ただ、この際、私は、政府並びに公社当局に一点だけ要望を申し上げておきたいと存じます。それは、今後、公社当局が公衆電気通信設備拡充のため適切な長期計画を策定し、その実施にあつては政府も積極的にこれを推進し、もつて情報化社会に適応する公衆電気通信役務の向上につ

とめられたということでもあります。

現在、新全国総合開発計画または新経済社会発展計画について再点検または見直しが行なわれておりますので、今後公社の長期計画を策定するにあたっては、これらの推移を見きわめた上、電話需要等の予測の正確性を期し、そしてその計画の完全実施をはかる必要があるものと思ひます。もちろん、そのためにはばく大な建設資金を必要といたしますので、政府においても、公社予算については、財政投融資等の増額をはかる等、積極的な資金調達につとめられるよう、特に要望いたします次第であります。

最後に、今日の公衆電気通信の隆盛をもちたされた公社当局に敬意を表し、今後一そう公衆電気通信設備の拡充をはかり、もって役務の向上につとめられんことを切望して、私の賛成討論を終わります。

○高橋委員長 古川喜一君。

○古川(喜)委員 私は、日本社会党を代表して、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、反対の意を表明するものであります。

以下、順次反対の理由を明らかにいたしたいと存じます。

政府は、今回の法律の提出理由として、電信電話等に対する国民の依然として旺盛な需要を充足するため電信公社が公衆電気通信設備を一そう急速かつ計画的に拡充する必要があるとしているのであります。これら三法は、制定の時期、目的及びその性格はそれぞれ異なるものでありまして、これを十年一律に延長しようとするのは、あまりにも便宜的な方法といわざるを得ません。このような異質の法律を一括して提出することは過去に特殊な例はあるとしても、このような提出方法は、断じて避くべきであると思ひます。これが反対の第一の理由であります。

第二点は、公社の建設資金の調達方法についてであります。拡充法が制定された三十四回国会の

審議の過程において、当時の郵政大臣及び公社総裁は、拡充法による加入者債券の引き受け制度は、あくまで昭和四十八年三月三十一日までの三年間の暫定措置であつて、公社の資金調達は、国の財政資金の充當が本来の姿であり、この期間中も財政資金の増額にはつとめると繰り返し言明し、さらに四十八年度以降の公社の建設資金の調達については、当時の郵政大臣は、政府においてかたりの責任を負う旨の立場を明確にしているのであります。

かかる審議経過が尊重され、自来、政府の責任において、公社の建設資金に相当額の財政資金が充當されていたならば、いまや加入電話の積滞は解消され、拡充法は廃止の方向で検討されておつたと思うのであります。

しかしながら、これまでの公社の長期拡充計画における資金調達をみると、財政投融資等といつてもその大部分は、繰越債の発行によるもので、公社の建設資金の規模から見れば、国の財政資金の充當は全く微々たるもので、最近の数年間の例をとりますと、昭和四十五年度で二百億円、四十六年度で百八十億円、四十七年度二百億円とわずかの額であるということ、この際特に指摘しておきたいと思ひます。

このように、政府は、公社の資金調達については、従来ほとんど意を用いず、さらに、公社の四十七年度予算においては、政府保証のない公債を公募特別債の名において発行しようとしているのであります。この公募特別債も、今日の金融事情からすれば、一つの資金調達の方法ではありましよう。しかしながら、加入者に債券を強制引き受けさせる公社の資金調達の方法は、早急に廃止すべきであつて、それがために政府は、国の財政資金を大幅に増額すべく格段の努力をすべきことは当然のことであると思ひます。

また、最近の公社事業は、単に加入電話の増設のみでなく、画像通信などの新規サービスあるいはデータ通信に大きなウェイトがかけられ、大企業優先のいわゆる情報通信の分野へ進出がはから

れているのであります。わけでもデータ通信については独立採算制とするしなから、その先行投資は年々増大する状況にありますので、そのような公社事業の変質にマッチした資金調達の方法について根本的に検討すべきではないだろうか。

第三点は、昭和五十三年度以降五十七年度に至る建設投資の見通しについてであります。

公社当局は、この期間の建設投資の見通しは新総合開発計画あるいは新経済社会発展計画などの関連を十分検討した上のものであるとしているのであります。しかしながら、御承知のように昨年のドル・ショックによる経済社会情勢の著しい変化などにより、国のこの二つの計画は、急ぎ見直しされようとしている今日、公社が建設投資額九兆円、加入電話の新規需要一千三百万個など一方的に見込んでおきながら、科学的根拠は薄く、これをもって所要資金の調達を幾ら強調してもわれわれはどうして理解することはできません。このような根拠のない五十三年度以降の見通しをもって政府並びに公社は、従来の資金調達を踏襲し、さらに加入者に債券を強制引き受けさせようとするのは、何としてもわれわれは承服できないのであります。

以上のほか、専用線、特定通信回線の回線部分についての債券引き受けがないことなど多くの反対すべき点がありますが、特に拡充法の三点を指摘いたしまして、私の反対討論を終わりたいと思ひます。

○高橋委員長 樋上新一君。

○樋上委員 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対して反対の意を表するものであります。

反対理由の第一は、今回提出の法律案は電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律及び電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正

を一本の法律案として一括提出されてきたわけですが、何ゆえにそれぞれ性格の異なる法律を一本の改正法案としたのか、その理由が明確でない点であります。わが党といたしましては、特退法、質権法の期限延長には賛成であります。拡充法は反対であります。ゆえに、これらの三法律の制定当時の審議経過等を見ますと、それぞれの法律に対して、与野党ともかなり意見が対立していたようであり、今回改正するにあつたのも、当然各法律ごとに慎重審議すべきであつたのではないかと思ひます。

このことは、国会審議に対する事実上の制約となり今後の悪例となり、一本化したことは、単に野党対策上のこそこそ手段であると、勘ぐることもできるし、それぞれの法律に対する軽視以外の何ものでもないのであります。

反対理由の第二は、今回提出の法律の期限延長についてであります。今回さらに十年間延長することになっておりますが、その延長することについての基本的裏づけ計画が全くない、あいまいであるということでもあります。

昭和四十六年度から五十二年度までの七カ年計画はともかくとして、五十三年度以降五十七年度までの計画におきましては、何を基準としてこの計画を作成したのか、何ら国の裏づけになる通信政策の基本計画すらないのであります。単にこの期間延長をはかるためのその場限りの計画のように思えるのであります。

また最近の急激な科学技術の発展は、三、四年先の予想でさえもむずかしくなっており、国の計画においてさえも、五カ年計画が常識となつてゐることを考えると、当然期限延長を五カ年間で修正すべきであり、今回の十年間延長は、どうしても納得できないのであります。

次に、拡充法についてであります。この法律の目的とするところは、電話加入申し込み者等に、電信公社の債券を強制的に引き受けさせて、安易に公社の計画の資金の一部を調達せよとするものであります。

電信電話拡充の七カ年計画を見ましても、電話増設計画においては、千九百七十万台となっており、その内訳を見ても、住宅用電話は千五百七十万台に対して、事務用電話は四百万台であり、第四次五カ年計画までの従前と比較いたしまして、想像もできないくらい住宅用電話が架設されることになっているわけであり、

このことは、言いかえれば、一般加入電話申し込み者に対し余分の負担を課し、国民を圧迫しているということになるわけであり、

一体、加入者債券総収入のうち、電話加入者の債券引き受け額に占めるウニートは年々増加しており、過去数年間におきましては八〇%をこえております。また、加入者債券の算出根拠は何か等々見ましてもその根拠は薄く納得できないのであります。

受益者負担というのであれば、電話加入者による債券収入及び設備料等は、すべて電話架設費に充当すべきであり、将来発展を予想されるデータ通信、加入電信あるいは電報の赤字負担等は、他の資金をもって投入すべきであると思うのであります。

また、債券引き受け制についてありますが、特定通信回線使用契約者及び専用通信回線の使用契約者に対しては、その回線部分については債券引き受けを強制していいのでありますが、このことは企業者保護としか考えられず、公平負担の原則に反すると言わざるを得ません。

電電公社が資金調達を必要とするならば、むしろこれらの使用者に対して適正なる債券を引き受けさせるべきであり、このことによる収入増により、電話加入者の債券引き受け額の減少並びに免除範囲の拡充をはかり、身体障害者、生活困窮者及び老人等の負担軽減をすべきであると考えるのであります。

最後に強く要望しておきたいことは、財政投融資等の期待額があまりにも少ないという点であります。

現代社会においては、電話はいまや生活必需品

となり、ガス、水道、電気と同様、生活に必要不可欠のものとなっております。かかる意味において公社事業の持つ公共性から見て、現在の財政投融資の資金は、年々建設資金が増加しているにもかかわらず、それに比較して財政投融資はほとんど伸びていない、もっと特別債などを発行するなどして、政府並びに公社当局は、資金調達のためにあらゆる努力を傾注して債券負担の軽減につとめるべきであると考えるのであります。電電公社は、単に国民に強制的に債券を負担させて、安易な資金調達をはかっているということは断じて納得できないのであります。

以上、主要なる反対理由を申し上げまして、私の反対討論を終わります。

○高橋委員長 栗山礼行君。

○栗山委員 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となっております電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、若干の条件ともいへば要望事項を申し述べたいと存じます。

公社当局は、昭和二十八年第一次五カ年計画を策定して以来今日まで数度にわたる長期計画を実施して、公衆電気通信設備の拡充に鋭意努力を続けられていますが、このような膨大な設備の建設のためには多額の建設資金を必要とすることは言うまでもないこととあります。そして、その建設資金調達の上に拡充法が果たしている役割は、まことに大きいものと評価いたしておる次第であります。

公社当局は、今後さらに昭和五十二年まで、いわゆる申し込めばすぐく電話の時代を実現し、さらに五十三年度末以降五カ年間に電話の需要は現在のアメリカの電話事情、すなわち電話の普及率、人口百人当たり電話機数六十三個となる程度に達するとの予測のもとにその増設をはかるとともに、新規サービスやデータ通信サービスの拡充、開発等の長期計画も策定されているのでありまして、これらの建設投資額は七カ年計画で八兆五千億円、昭和五十三年度以降五カ年間で九

兆円を要するのであります。

このような大きな資金を調達するためには政府の財政投融資資金の増額を中心とし、公債及び縁故債の消化の増大等をはかる必要があることは言うまでもありませんが、拡充法に基づく加入者等の債券引き受け制度を存続することも必要やむを得ない措置といわざるを得ないものと存じます。また公社のこの長期拡充計画を実施するためには、電話交換方式の自動化の実施が必然的となりますので、これの実施に伴い、一時に多数の電話交換要員が過剰となる特殊事情に対処するため、当該交換要員の退職につき特別の給付金を支給する制度の存続をはかること及び加入電話加入申し込みをした者が加入電話の設置に要する費用に充てる資金の調達等に資するため、電話加入権に質権を設定することのできる制度についてもその存続をはかることが一時的には必要と思われるます。

以上の諸点にかんがみまして、わが党はこの法律案について条件的賛成をいたす次第であります。

この際、わが党は政府並びに公社当局に対し若干の条件ともいへば要望を申し述べておきたいと存じます。

その第一点は、公社当局がさきに表明された昭和五十三年度以降五十七年度に至る期間の投資規模と資金調達の見通しについて、いま一歩科学的根拠に基づく具体的計画を策定し、おそくとも昭和五十七年度末までは拡充法の廃止ができるような方策を講ぜられたいということとあります。

公社当局の説明によれば、昭和五十三年度以降五カ年間の加入電話の需要見込み数は千三百万加入であり、またこれらの加入電話の増設のほか新規サービス、データ通信等の拡充、開発等を含め建設投資額九兆円と見積もっているものであります。

しかし、わが国経済社会の流動等に対処して新経済社会発展計画等の見直しが行なわれている現在、この見積もりについてもある程度の変動も予

想されますので、今後事態の推移を見きわめた上、科学的根拠に基づく長期計画を策定して、公衆電気通信設備の拡充、開発をはかり、昭和五十七年度末以前にも拡充法を廃止できるようにつとめられるよう強く切望いたしますのであります。

第二点は、交換方式の自動化の早期完了をはかるとともに、自動化によって退職する職員については、今後自動化の対象となる地域の特長性を十分考慮の上、その処遇について万全を期せられたいということとあります。

公社当局は、電話の交換方式の自動化については七カ年計画において約三千局、昭和五十三年度以降五カ年間に約四百局を実施することとありますが、御承知のとおり手動交換方式は自動交換方式に比べ電話サービス上格段の差異がございします。自動化の完了は電話加入者のすべてが待望するところと思われましますので、一日も早く自動化が完了することを切望してやみません。

しかしながら、今後自動化の対象となる地域は徐々に僻地に進みますので、自動化によって過員となる職員の他局への転出等はかなり困難となることと予想されます。したがって、それら職員対策は郵政当局にとつては重要な問題の一つと考えられますが、このような特例事情にかんがみ、今後自動化によって退職する職員に対する特別給付金の額等について再検討するとともに、これら職員の処遇について万全を期せられるよう特に要望いたす次第であります。

第三点は、電話加入権質制度についてであります。

御承知のとおり、電話加入権を質権の目的とすることは、通信政策上の見地等から現行公衆電気通信法は禁止いたしておりますので、電話加入権質に関する臨時特例法は、その名が示すように、公衆電気通信法の特例法であり、臨時的な法律であります。したがって、昭和三十八年に提出されましたこの法律の一部改正案に対しましては、当委員会において附帯決議が付されましたが、その一項目は「積極的に積滞の解消に努め、

もって電話加入権制度の早期廃止を図ること。」
というものであります。

臨時特例法というのは、ある特殊な事情変更に対処してその特殊事情が解消するまでの間本則に對する特例を設ける制度であり、それはあくまで臨時的なものであります。

このような点にかんがみまして、政府並びに公社当局は、電話加入権制度については、今後質入れの実態、担保価値の動向等十分把握した上、可及的すみやかにこの特例が公衆電気通信法の本則に復帰するようはかられるよう切望いたす次第であります。

以上、本案に対する賛成の理由を申し述べるとともに、若干の条件ともいべき要望事項とともに問題点を指摘をいたしてまいりましたが、今回の三法の改正につきまして若干の問題点はあるといたしまして、公衆電気通信設備を一そう急速かつ計画的に拡充する必要がある事情にかんがみましてのみ、わが党はこれに賛成いたすものであります。

私が政府並びに公社当局に対し、あえて建設的な要望をいたしますゆえんも、公衆電気通信設備の拡充、開発についてその計画の達成を切望いたすところからであります。

今回の法改正が公社の長期計画達成のため大きな力となり、これら三法の廃止できる状態が一日も早く達成されることを切望して、私の賛成討論を終わります。

○高橋委員長 津川武一君。

○津川委員 私は日本共産党を代表し、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する反対討論を行ないます。

反対の第一点は、本法案の提出の形式がきわめて不当な点であります。この法案は、本来三つの法案として提出すべきものであり、特に電話加入権臨時特例法と拡充法には何ら直接的関連がありません。政府は今後このような不当な形式の法案を絶対に提出しないよう強く要求します。

第二に、拡充法の延長についてであります。拡充法提出の理由とされている電話の積滞は、住宅電話を中心としたものであります。これは電電公社の設備建設が独占資本の電話、通信の需要に應じて行なわれてきたことよってつくり出されてきたものであります。

今後十年間における加入電話増設約三千万個の約八〇％は住宅用電話となっております。これは軍事通信網や独占資本の新たな通信、情報需要にこたえる総合通信網建設のための資金を住宅電話加入申し込み者に負担せよとする不当なものであります。このことは、一般加入電話の直接工事費が昭和四十七年度予算では全工事費の五％を占めるにすぎず、データ通信や専用線などの直接工事費を下回っていることで明らかであります。

拡充法延長は、昨年行なわれた設備料の大幅引き上げとともに、独占奉仕、軍国主義復活のため総合通信網を徹底した大衆収奪で強行しようとするきわめて反動的なものであり、わが党は強く反対するものであります。

第三に、自動化に伴う退職者への特別措置法であります。

この法律は、昭和三十八年全電通労働組合が首切り法案として反対したものであります。法律によれば、公社のいうことを聞かずに退職した者には特別給付をしくなくともよい仕組みになっております。実際運用では労働者の要求を聞かざるを得なくなっておりますが、今後とも労働者の要求を取り入れた運用をはかるのであれば、本法案は当然修正して提出すべきものであります。一方的な労働者支配の本質をそのままだに残した特別措置法の延長に反対するものであります。

最後に、電話加入権質法についてであります。この法律を延長することにわが党は賛成であります。加入権質は以前から中小企業者の要求でありました。また公衆電気通信法第三十八条の規定は実務上の繁雑さが主な理由とされており、加入権質設定が理論的に成り立つことも明らかであります。

個々の法律の延長に対するわが党の態度は以上のとおりであります。この法案の中心が拡充法の延長にあることは明白であり、わが党は加入権質法に賛成しつつも、これを含めて法案全体が一括して採決されるので、法案に反対せざるを得ません。

以上で反対討論を終わります。

○高橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。
電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 次回は明後十日午前十時十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二分散会

昭和四十七年五月十六日印刷

昭和四十七年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局